会 議 記 録

会議名 民生常任委員会

開催日 平成28年9月12日(月) 開会 午後 1時00分

閉会 午後 5時02分

出席者 委 員 委員長 広 瀬 昌 子

茂呂健市青木一男白石幹男

大川秀子 天谷浩明 小堀良江

福田裕司

議 長 海老原 恵 子

傍聴者 大谷好一 針谷育造 坂東一敏

小久保 かおる 古 沢 ちい子 関 口 孫一郎

平池紘士 針谷正夫 大阿久岩人

千葉正弘 入野 登志子 福富善明

大 武 真 一 梅 澤 米 満 高 岩 義 祐

事務局職員 事務局長 稲 葉 隆 造 議事課長 田 嶋 亘 課長補佐 金 井 武 彦 主 査 藤 澤 恭 之

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

交	通	防	犯	課	長	;	橘			唯		弘
保	険	医	療	課	長	j	藤		平	恵		市
環		境	課		長	:	金		子	_		彦
斎	場	整	備	室	長		若		菜			博
人札	権・ 身	男女共	: 同参	寓画 課	長		木		村	正		明
大	平市	〕 民	生活	岳 課	長		大	久	保	勝		弘
福	祉	総	務	課	長	j	藤		田	正		人
障	が	い 福	祉	課	長		古		澤	洋		介
生	活	福	祉	課	長	j	渡		辺	健		_
高	齢	福	祉	課	長		首		長	正		博
参事兼地域包括ケア推進課長						Í	鈴		木	優		子
健	康	増	進	課	長	:	福		原			誠
子	育	て支	援 援	課	長	:	石		JII	ζ ζ	づ	み
保		育	課		長		中		野	達		博

平成28年第3回栃木市議会定例会 民生常任委員会議事日程

平成28年9月12日 午後1時開議 全員協議会室

- 日程第1 認定第1号 平成27年度栃木市一般会計歳入歳出決算(所管関係部分)の説明聴取
- 日程第2 認定第2号 平成27年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の説明聴取
- 日程第3 認定第3号 平成27年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明聴取
- 日程第4 認定第4号 平成27年度栃木市介護保険特別会計(保険事業勘定)歳入歳出決算の説明 聴取
- 日程第5 認定第5号 平成27年度栃木市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)歳入歳出決 算の説明聴取
- 日程第6 認定第8号 平成27年度栃木市医療福祉モール特別会計歳入歳出決算の説明聴取

◎開会及び開議の宣告

○委員長(広瀬昌子君) ただいまの出席委員は8名です。定足数に達しておりますので、ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

(午後 1時00分)

◎諸報告

○委員長(広瀬昌子君) 当委員会に付託されました案件は、常任委員会議案等付託区分表のとおりです。

◎議事日程の報告

○委員長(広瀬昌子君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

平成27年度各会計の決算につきまして、常任委員会におけるスムーズな審査のため、あらかじめ 決算概要の説明聴取をお願いするものです。

また、本日の説明に際しましては、さきに開催した議員全員協議会で報告した事業並びに説明欄に記入されております金額の読み上げを省略をし、決算概要の説明のみといたします。

質疑等審査につきましては、9月16日に開催する常任委員会におきましてお願いしたいと思いま すので、ご了承お願いいたします。

◎認定第1号の上程、説明

○委員長(広瀬昌子君) ただいまから議事に入ります。

日程第1、平成27年度栃木市一般会計歳入歳出決算所管関係部分の説明聴取についてを議題といたします。

それでは、当局から説明をお願いいたします。

なお、説明は座ったままで結構です。

まず、歳出からお願いをいたします。

橘課長。

○交通防犯課長(橘 唯弘君) お世話になります。本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、まず歳出の所管部分の主なものにつきましてご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、決算書の206、207ページをお開きください。2款1項7目支所及び出張所関係からの説明になります。207ページの備考欄、記載のある枠の2番目をごらんください。最初にあります臨時職員共済費につきましては、職員課の所管となりますが、臨時職員及び非常勤職員の健康保険料、厚生年金保険料等の共済費が主なものでございます。以下、各科目に計上されております臨時職員

共済費につきましては、同様の内容となりますので、これ以降改めての説明を省略させていただき ます。

次の部屋出張所管理運営費及びその下の真名子出張所管理運営費(西方)につきましては、それ ぞれ臨時職員1名分の賃金及び施設の管理に係る経費が主なものとなってございます。

恐れ入りますが、1ページをめくっていただければと思います。209ページの備考欄中ほどの大きな枠ですね、ごらんください。枠内上から2つ目にございます交通指導員設置費(栃木)につきましては、事業名の下に記載されておりますとおり、主に園児、児童、高齢者に対する交通安全教室の開催や交通安全に関する広報活動の推進を図るための交通教育指導員1名分の報酬と、記載の次の行になりますが、児童生徒の登校時における交通安全の確保やイベント等における事故防止に努める市全体の交通指導員61名分の報酬及び記載はございませんが、栃木地域内の交通指導員の被服代、制服代ですね、約70万円が主なものとなってございます。

次の交通安全対策事業費(栃木)でございますが、下に記載がありますように、栃木警察署管内の1市1町、栃木市、壬生町を管轄する栃木地区交通安全協会への補助金のほか、記載はございませんが、交通安全市民大会、毎年開催しております、今月も24日土曜日に開催の予定なのですが、交通安全市民大会補助金30万円が主なものでございます。

次に、交通指導員設置費(大平)でございますが、備考欄1行置きに各地域同名の事業がございます、事業内容も同様でありますので、一括して説明をさせていただきます。これらの交通指導員設置費につきましては、各地域の交通指導員の被服代、制服代ですね、が主なものでございます。

次に、交通安全対策事業費(大平)でございますが、これも先ほどと同様に各地域ございまして、一括してご説明をさせていただきます。事業の内容でございますが、基本的に各地域交通安全協会支部への補助金や交通安全指導車のガソリン代等管理費並びに交通安全啓発物資購入費が主なものとなってございます。地域により金額に違いがございますのは、管理している交通安全指導車の車検があるかないかが大きな理由となってございます。

次に、少し飛びまして、212、213ページをお開きください。13目諸費の関係の説明となります。 213ページの備考欄一番下にございます消費生活センター運営費につきましては、下に記載があり ますとおり、市民の消費生活に関する相談業務や情報提供を行っている消費生活センター相談員5 名分の報酬が主なものでございます。

恐れ入りますが、1ページめくっていただきまして、215ページ、備考欄一番上の市民相談事業費につきましては、市民の相談に対応するための市民相談員2名分の報酬と弁護士相談に係る謝礼が主なものでございます。

次の市民生活課一般経常事務費(栃木)につきましては、消費生活審議会委員報酬2万8,000円と栃木市消費者友の会補助金12万円が主なものでございます。

次の消費生活センター復旧事業費(平成27年度9月豪雨災害)につきましては、補正予算として

お認めいただいたものでございまして、内容的には消費生活センター浸水被害に伴う備品、啓発用 品の購入費が主なものとなってございます。

次の防犯事業費(栃木)でありますが、下に記載がありますように、栃木警察署管内を管轄とする栃木地区防犯協会への負担金や、記載はございませんが、県レベルですね、社団法人被害者支援センターとちぎへの負担金32万6,800円、その他防犯カメラ維持管理等の経常経費が主なものでございます。

次の防犯灯設置費でございますが、防犯灯設置につきましては、通常のパターンといたしまして、 既存の電柱等に地権者並びに東電とかNTTの承諾を得て設置するわけでございますが、場合によっては、さらに費用的には割高になりますが、支柱を必要とする設置なんかもあるわけなのですが、 ということで、1灯当たりの単価というのはまちまちでございますけれども、記載の金額は合計で 446灯分の設置費用でございます。

次に、事業を2つ飛ばしまして、3つ目にありますLED防犯灯維持管理事業費でございますが、約1万3,000灯ございます防犯灯の電気料が主なものでございまして、そのほか落雷等による器具交換等修理に係る工事費でございます。

次に、1つ飛ばしまして、国県支出金返還金(交通防犯課)につきましては、ふれあいバスに係る県の市町村生活交通路線運行費補助金の精算確定に伴い、超過交付額を返還したものでございます。

次の聖地公園永代使用料還付金(栃木)につきましては、3区画分の墓所の返還に伴う永代使用料の一部還付金でございます。

次の国県支出金返還金(社会福祉課)及びそれ以降同様の返還金といたしまして(生活福祉課) (こども課)(高齢福祉課)(健康増進課)までにつきましては、同様の内容でございますので、一括して説明をさせていただきます。それぞれ平成26年度等、いわゆる過年度分に係る国県からの負担金や補助金の交付額確定に伴う返還金でございます。

次に、1つ飛ばしまして、一番下の記載ですね、消費者啓発事業費(大平)という事業がございますが、これ以降ちょっとページをまたがりますが、同様の記載がございますので、極力まとめて説明をさせていただきます。まず、消費者啓発事業費でございますが、この事業は大平と藤岡地域のみの事業となっておりまして、それぞれの地域にございます消費者友の会等への補助金が主なものとなってございます。

恐れ入ります。1ページめくっていただきまして、217ページ、一番上の防犯事業費でございますが、これも全地域にある事業でございますので、一括させていただきます。各地域とも年末の地域安全防犯防火診断と称しての街頭パトロールですね、それ用の消耗品が主なものとなってございます。

次の防犯灯維持管理事業費は、各地域所管の防犯灯の電気料及び修繕料が主なものでございます。

なお、参考となりますが、これらの事業は今年度から本庁交通防犯課に事業集約をしているところ でございます。

次に、同じ備考欄、同じ枠の上から7行目にございます墓地永代使用料還付金(藤岡)につきましては、1区画分の墓所の返還に伴う永代使用料の一部返還金でございます。

次に、同じ枠の下から4つ目にございます真名子夢ホール管理運営費につきましては、浄化槽機器修繕等の維持補修費約50万円、各種機器保守点検委託料約60万円、それと敷地借上料約40万円が主なものとなってございます。

以上で2款1項7目、10目及び13目関係の説明とさせていただきます。私からは以上です。

- ○委員長(広瀬昌子君) 木村課長。
- ○人権・男女共同参画課長(木村正明君) それでは、少し飛びまして、222、223ページをお開きください。222、223ページです。初めに、2款3項1目戸籍住民基本台帳費であります。備考欄3行目の戸籍事務電算化事業費(栃木)につきましては、戸籍事務の正確かつ迅速な処理を行うため導入いたしました戸籍電算システムに係る戸籍データ運用保守等委託料と○A機器借上料が主なものであります。

次の窓口一般事務費(栃木)につきましては、嘱託職員3名分の報酬及び臨時職員3名分の賃金、 出生、婚姻届け出にお渡しする記念品代のほか、消耗品費、印刷製本費が主なものであります。

次の戸籍事務費(栃木)につきましては、戸籍の記載事務を行っている嘱託職員1名分の報酬と 戸籍事務の補助を行っている臨時職員1名分の賃金が主なものであります。

次の中長期在留者居住地届出等事務費(栃木)につきましては、外国人の居住地届け出等に関する事務の図書購入費等であります。

次の住民情報管理事務費(栃木)につきましては、住民情報更新のための電算処理委託料、タスクハードウエア保守等委託料及びOA機器借上料が主なものであります。

次の住民基本台帳ネットワークシステム運営費(栃木)につきましては、住基ネットワークシステムの機器保守委託料、OA機器借上料が主なものであります。

次の旅券事務費(栃木)につきましては、旅券の申請受け付け、交付業務を行う非常勤職員1名の報酬及び臨時職員1名の賃金が主なものであります。

1つ飛びまして、個人番号カード交付事業費につきましては、臨時職員4名分の賃金、個人番号カード等の郵送料及び個人番号カードの作成等を委任している地方公共団体情報システム機構への事務委任にかかわる交付金のほか、OA機器借上料、消耗品費が主なものであります。

次の窓口一般事務費(大平)から225ページの備考欄中ほどの最後の行に記載の旅券事務費(岩 舟)までにつきましては、栃木地域における事業と同様でありますので、説明は省略させていただ きます。

続きまして、232、233ページをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費であります。備考

欄2行目の国民健康保険特別会計繰出金につきましては、低所得者に対する保険税軽減分であります保険基盤安定繰出金と出産育児一時金、人件費、事務費、国保特会の赤字分等に対する出産育児 一時金等繰出金であります。

次の後期高齢者医療特別会計繰出金につきましては、後期高齢者医療特別会計の人件費及び事務費と後期高齢者医療保険料の低所得者軽減措置に対します保険基盤安定繰出金であります。

2つ飛びまして、後期高齢者医療広域連合負担金につきましては、栃木県後期高齢者医療広域連合の事務費に対します法定負担金及び療養給付費に対します法定負担金であります。

次の過誤納還付金(旧老人保健)につきましては、旧老人保健に係る国、県支払基金への返還金 であります。

次の人権・男女共同参画課一般経常事務費につきましては、人権啓発指導員3人分の報酬が主な ものであります。

次の人権問題啓発事業費につきましては、人権講演会運営業務委託料が主なものであります。

次の人権擁護費につきましては、栃木人権擁護委員協議会第1部会負担金が主なものであります。

次の人権同和対策委託費につきましては、人権に係る研修、啓発及び各種相談など人権同和対策 事業を推進するための民間運動団体等への事業委託料であります。

次の人権同和対策補助金につきましては、同和問題を初めとするさまざまな人権問題の解決に取り組んでおります民間運動団体への活動費補助金であります。

次の隣保館運営費につきましては、人権啓発のための地域交流事業や各種講座等に係る報償金及 び人権教育啓発機関紙等の発行に係る印刷製本費が主なものでございます。

次の隣保館相談事業費につきましては、235ページの1行目に記載の生活上の各種相談、指導に 当たる臨時職員1名分の賃金が主なものであります。

次の隣保館管理費につきましては、施設の清掃業務及び機械警備業務等に係る施設管理委託料が 主なものであります。

次の男女共同参画推進事業費につきましては、男女共同参画推進指導員1名分の報酬が主なものであります。

2つ飛びまして、男女共同参画情報提供事業費につきましては、男女共同参画広報紙に係る印刷 製本費が主なものであります。

1つ飛びまして、民生委員児童委員活動費につきましては、民生委員、児童委員の活動に係る交付金等であります。

次の社会福祉協議会補助金につきましては、栃木市における地域福祉、在宅福祉等の充実を図る ため、栃木市社会福祉協議会に支出した補助金であります。

次の罹災救助基金積立金につきましては、罹災救助基金への利子分の積立金であります。

次の社会福祉施策推進委員会運営費につきましては、本市における社会福祉施策の総合的かつ計

画的な推進を図るため設置いたしました委員会の委員報酬であります。

次の地域福祉基金積立金につきましては、地域福祉の向上に資する事業の財源に充てるため、地域福祉基金に寄附金及び利子分を積み立てたものであります。

次の社会福祉施設運営費補助金につきましては、新たに整備された介護老人保健施設への初年度 運営経費の一部補助及び障がい者の地域での生活を支援し、グループホームへの整備促進を図るた め新たに整備された2カ所のグループホーム整備費の一部を補助したものであります。

次の福祉事業者指定事業費につきましては、社会福祉法人の認可、障がい福祉サービス事業所の 指定、保育所の設立認可及び社会福祉事業の業務検査指導に係る経費で、参考図書等の需用費、職 員の研修参加負担金が主なものであります。

次の社会福祉課一般経常事務費につきましては、事務の補助を行っている臨時職員1名分の賃金 や栃木県社会福祉協議会等への負担金が主なものであります。

次の臨時福祉給付金給付事業費につきましては、平成26年4月からの消費税引き上げに際し、所得の少ない方に対する経済的支援のため行った給付措置に係る事務費や給付金が主なものであります。

1つ飛びまして、行旅死病人救助費につきましては、行旅病人、行旅死亡人に対しての扶助費であります。

236、237ページをお開きください。障がい児者アートセミナー事業費につきましては、障がい者に対する理解を深め、障がい者と触れ合う機会を提供するため開催いたしましたアートセミナーに係る経費で、講師謝金が主なものであります。

次の戦没者遺族等補助事業費につきましては、栃木市遺族連合会に対する補助金であります。

次の大平地域福祉センターふるさとふれあい館管理運営費につきましては、指定管理者である栃木市社会福祉協議会に対する管理運営委託料及び施設敷地の不動産賃借料であります。

次の健康福祉課一般経常事務費(大平)につきましては、公用車燃料費等の需用費、ゆうゆうプラザ内の事務室電話料等役務費及び複写機の使用料であります。

次の大平健康福祉センターゆうゆうプラザ管理運営費につきましては、指定管理者であるいすゞ ビルメンテナンスに対する管理運営委託料、屋根防水改修工事、浴室電灯改修工事等の費用であり ます。

1つ飛びまして、渡良瀬の里管理運営費につきましては、指定管理者であるメディカルフィットネスとちの木に対する管理運営委託料であります。

次の健康福祉課一般経常事務費(都賀)につきましては、システム〇A機器賃貸借料、システム 保守委託料が主なものであります。

次のあいあいプラザ管理運営費につきましては、臨時職員1名分の賃金及び管理運営に係る経費 であります。 次の健康福祉課一般経常事務費(西方)につきましては、臨時職員1名分の賃金が主なものであります。

次の健康福祉課一般経常事務費(岩舟)につきましては、事務用消耗品及び公用車の維持車検代であります。

次の岩舟健康福祉センター遊楽々館管理費につきましては、指定管理者である宮ビルサービス・ エヌ・エス・リンク共同事業体に対する管理運営委託料が主なものであります。

次に、2目障がい福祉費であります。備考欄2行目の重度心身障がい者医療費助成事業費(栃木) につきましては、医療費のうち保険診療自己負担分を助成する重度心身障がい者医療給付費が主な ものであります。

次の障がい者体力増進事業費(栃木)につきましては、障がい者がスポーツを通して体力の維持、 増強並びにスポーツの普及を啓発するため、栃木市身体障がい者スポーツ協会に対して補助したも のであります。

次の障がい福祉団体補助負担金につきましては、障がい者の福祉の向上と幸福の追求を目的に活動する団体等に対し負担金や補助金を交付したものであります。

次の身体障がい者福祉電話設置事業費につきましては、福祉事務所内のファクシミリ機器の賃借 料及びファクシミリ返却送料であります。

238、239ページをお開きください。備考欄2つ目の身体障がい者(児)補装具等交付事業費につきましては、体の不自由なところを補い、日常生活や職場での活動を容易にするための費用の補助をするもので、身体障がい者補装具費給付費、障がい者日常生活用具等給付費が主なものでございます。

1つ飛びまして、特別障がい者手当等給付事業費につきましては、総合福祉システムソフトウエア使用料及び身体または精神に障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の方または障がい児に対して手当を支給する扶助費が主なものであります。

1つ飛びまして、成年後見制度利用支援事業費につきましては、申請時の書類送致費用1名分であります。

次の訪問入浴サービス委託費につきましては、在宅の重度障がい者や障がい児に対し、訪問入浴車による家庭における入浴サービスを委託したものであります。

次の障がい者在宅生活支援委託事業費につきましては、障がい者等の能力や適性に応じ自立した 日常生活または社会生活が送れるようさまざまなサービスを提供するもので、手話通訳者等謝礼、 移動支援委託料、日中一時支援委託料が主なものであります。

次の障がい支援区分審査判定事務費につきましては、障がい支援区分を判定するための審査会委員報酬、調査員報酬と医師意見書作成手数料が主なものであります。

次の障がい者相談支援事業費につきましては、障がい者相談支援員3名分の報酬と2事業所分の

相談支援事業委託料、サービス等利用計画策定委託料及び地域生活支援拠点等整備推進モデル事業 における体験短期入所の委託料が主なものであります。

次の重度障がい児支援手当支給費につきましては、在宅の重度障がい児の保護者に対し、月額 3,000円の手当を支給する扶助費であります。

次の障がい者等移送サービス事業費につきましては、普通乗用車での乗降が困難な障がい者等を対象に、デマンドタクシーでは対応できない市外の病院等への外出支援策として福祉有償運送を市内全域で実施するもので、事業実施に要する経費として、栃木市社会福祉協議会に対し交付する補助金が主なものであります。

次の障がい者等社会参加促進事業費につきましては、障がい者に対するスポーツ教室や写真教室等を開催し、障がい者の社会参加を促進するとともに自立支援を図るため、栃木障がい者の自立をめざす会への事業委託をしたものでございます。

次の軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業費につきましては、軽度、中等度難聴児の補聴 器購入費等の一部を助成することにより、補聴器の早期装着を促進し、言語の習得、教育等におけ る健全な発達を支援し、福祉の増進を図るものであります。

次の地域活動支援センター事業費(栃木)につきましては、障がい者等の通所による創作的活動 または生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図るとともに、障がい者等の地域生活支援 を行う地域活動支援センターの運営を委託したものであります。

240、241ページをお開きください。備考欄2行目、障がい者体力増進事業費(大平)につきましては、障がい児(者)と健常者がスポーツ・レクリエーションを通じ交流を深めることを目的に実施しました「若葉OHIRA」の開催に係る委託料であります。

次の大平地域活動支援センターほほえみ館管理運営費につきましては、指定管理者である社会福祉法人すぎのこ会に対する管理運営委託料であります。

1つ飛びまして、地域活動支援センター事業費(藤岡)及びその2つ下の地域活動支援センター 事業費(都賀)につきましては、指定管理者である栃木市社会福祉協議会に対する管理運営委託料 が主なものであります。

以上で3款1項2目障がい福祉費までの説明を終わります。

- ○委員長(広瀬昌子君) 鈴木課長。
- ○参事兼地域包括ケア推進課長(鈴木優子君) 続きまして、3目高齢福祉総務費であります。備考欄2つ目の介護保険特別会計繰出金につきましては、介護保険特別会計(保険事業勘定)及び(サービス事業勘定)への一般会計からの繰出金であります。

2つ飛びまして、老人福祉センター団体送迎バス運行事業費につきましては、各地域の老人福祉センター等への団体の無料送迎に要する燃料費等であります。

次の敬老事業費につきましては、85歳、90歳、95歳、100歳、101歳以上の高齢者への敬老祝金と

自治会等が主催する敬老事業に対する補助金であります。

次のシルバー人材センター補助金につきましては、公益社団法人栃木市シルバー人材センターに 対する運営費補助金であります。

次の高齢福祉課一般経常事務費(栃木)は、高齢福祉課事務用品等の購入、臨時職員賃金と単位 老人クラブ及び老人クラブ連合会に対する補助金が主なものであります。

次の老人保護措置事業費につきましては、次の243ページ上段にございますように、養護老人ホームへの措置委託料及び入所判定に係る諸費用が主なものであります。

次の緊急ホームヘルパー派遣委託費は、緊急ホームヘルパー派遣事業を委託している栃木市社会福祉協議会に対する委託料であります。

次の老人福祉施設等整備事業補助金につきましては、平成26年度からの繰り越し事業であります 地域密着型特別養護老人ホーム1施設の整備に対する補助金であります。

次の緊急通報装置給付等事業費につきましては、ひとり暮らし高齢者等に設置しております緊急 通報装置の機器使用料と運営委託料であります。

次の老人福祉電話管理事業費につきましては、低所得のひとり暮らし高齢者に対する福祉電話の 貸与に係る電話料であります。

次の高齢者日常生活用具購入費等助成事業費(栃木)につきましては、介護保険対象外の方への福祉用具レンタル料の助成と老人福祉車等の日常生活用具の購入費の助成事業であります。この下段に同じく(大平)から一番下段の(岩舟)の総合支所分がございますが、事業内容については同じようであります。

戻っていただきまして、次の在宅老人短期入所委託費につきましては、短期入所委託施設であります ます養護老人ホームあずさの里への委託料であります。

次の軽度生活援助員派遣委託費につきましては、ひとり暮らし高齢者等へホームヘルパーの行えない窓ふきや除草などのサービスを提供する事業を委託しております栃木市シルバー人材センターへの委託料であります。

次の配食サービス事業費につきましては、ひとり暮らし高齢者等に安否確認も兼ねて昼食を宅配する事業であり、宅配業者8社に対する委託料が主なものであります。

低所得者介護保険サービス助成事業費につきましては、生計が困難な方に対して訪問介護、通所介護、施設入所等のサービスについて利用者負担軽減を実施いたしました社会福祉法人に対して軽減額の2分の1を市が助成したものであります。

次の保険料特別徴収負担金につきましては、介護保険料、後期高齢者医療保険料及び国民健康保 険税の特別徴収について、国保連合会が行った第1号被保険者の年金からのデータ集約事務に対す る負担金であります。

次の高齢者健康鍼灸マッサージ事業費につきましては、75歳以上の方への施術料助成券の交付と

健康マッサージ講座の講師謝礼が主なものであります。

1つ飛びまして、高齢福祉事務費(大平)、1つ飛びまして(藤岡)、飛んで(都賀)、2つ飛んで(岩舟)につきましては、各総合支所におきます高齢福祉の事務用消耗品の購入や電算処理委託料が主なものであります。

245ページをお開き願います。備考欄1つ目の生きがい活動支援通所事業費につきましては、静和ふれあい館、小野寺ふれあい館で行います生きがい活動支援通所事業を委託しております社会福祉協議会への委託料が主なものであります。

続きまして、4目高齢福祉施設費であります。備考欄1つ目の老人福祉センター施設共通管理費 につきましては、老人福祉センター3園の維持補修と工事請負に関する経費であります。

次の長寿園管理運営委託費につきましては、長寿園の指定管理を依頼しております栃木市社会福祉協議会への運営委託料であります。以下、福寿園管理運営委託費、次の泉寿園管理運営委託費につきましても、長寿園同様、社会福祉協議会に対する運営委託料であります。

次の老人憩いの家管理運営費は、都賀地域にある老人憩いの家白寿荘の清掃管理委託料及び水道料等の光熱水費が主なものであります。

次の西方ふれあいプラザ管理運営費は、指定管理を委託している栃木市社会福祉協議会への運営委託料が主なものであります。

次のさくらホーム管理運営費は、西方さくらホームの運営に係る電気料、水道料等の費用が主な ものであります。

次の小野寺ふれあい館管理運営費は、小野寺ふれあい館の管理に係る鍵管理や清掃謝金、電気料等の費用、警備委託料が主なものであります。

続きまして、5目国民年金費であります。備考欄2つ目の国民年金事業費(栃木)につきましては、臨時職員2名分の賃金が主なものであります。

次の国民年金事業費(大平)、以下(藤岡)(都賀)(西方)(岩舟)につきましては、各総合支所における事務用消耗品費、郵送料等が主なものであります。

以上で3目高齢福祉総務費から5目国民年金費までの説明を終わらせていただきます。

- ○委員長(広瀬昌子君) 石川課長。
- ○子育て支援課長(石川いづみ君) 続きまして、2項児童福祉費でございますが、次ページ246、247ページをお開きください。1目児童福祉総務費の所管部分についてご説明いたします。

備考欄3行目、発達障がい者等相談支援事業費につきましては、相談や支援を行う専門員報酬及 び研修講師謝金が主なものであります。

次の就学前障がい児等発達支援事業費につきましては、発達相談、ことばの教室等にかかわる専 門員の報酬が主なものであります。

次の家庭児童相談事業費につきましては、家庭児童福祉の向上を図るため、支援を要する家庭に

対し、家庭相談員による相談、指導業務を行うもので、家庭相談員3名分の報酬が主なものであります。

次の母親クラブ育成事業費につきましては、母親クラブ2団体に対する運営費の補助金であります。

次の民間児童厚生施設等活動推進事業費補助金につきましては、社会福祉法人鐘の鳴る丘友の会、 さくら3 Jホールで実施しております民間児童館への補助金であります。

次の養育支援家庭訪問事業費につきましては、児童虐待防止対策の一環として、児童の養育能力に欠ける保護者宅を養育支援員が訪問し、育児、家事の援助指導を行ったり、母親が産後鬱の場合など複雑な問題を抱える家庭に対し養育法の技術指導を実施したりするものでありまして、養育支援員2名分の報酬が主なものであります。

次の民間保育所地域子育で支援センター補助金につきましては、民間保育園4園が実施しております地域子育で支援拠点事業に対する補助金であります。

次のこども課一般経常事務費につきましては、栃木市ひとり親家庭福祉会補助金が主なものであります。

次の赤ちゃん誕生祝金事業費につきましては、児童の健やかな成長を願い、子育て支援に資することを目的に、18歳未満の児童を養育し、第2子以降のお子さんが誕生した保護者に支給した祝金であります。

1つ飛ばしまして、次のファミリーサポートセンター運営費につきましては、仕事と育児の両立 支援や地域における子育て支援機能を強化するための事業でありまして、会員相互の援助活動のあ っせんや相談及び調整を行うアドバイザー3名分の報酬が主なものであります。

次の子育て応援企業登録制度事業費につきましては、子育て応援企業登録事業の消耗品費であります。

次の子育て支援ガイドブック作成事業費につきましては、子育てに関する情報を周知するために 作成しましたガイドブックの作成委託料が主なものであります。

次のページ、248、249ページをお開きください。備考欄1行目、保育園給食調理業務委託費につきましては、栃木地域のいまいずみ保育園、おおつか保育園及び大平地域の3園、藤岡地域の3園における給食調理業務についての委託料であります。

次の民間保育所等一時預かり事業補助金につきましては、家庭において一時的に保育を受けることが困難になった児童を預かる一時預かり事業を実施する市内民間保育園 5 園、認定こども園 4 園及び小規模保育施設 2 園に対する補助金であります。

次の保育課一般経常事務費につきましては、子育て世帯の相談支援等を行う保育支援員1名の報酬、子ども・子育て会議の開催の際の委員報酬が主なものであります。

次の病児・病後児保育事業費につきましては、乳幼児から小学校3年生までの児童のうち、病気

の回復期にまでは至らないけれども急変が認められない児童を一時的に預かる病児保育事業を実施 するフォレストキッズ保育園、また病気回復期にある児童を一時的に預かる病後児保育事業を実施 するさくら保育園への委託料であります。

次の保育料事務費につきましては、保育園の入退園、保育料に係る事務費で、総合福祉システム 機器の借上料が主なものであります。

次の民間保育所運営委託費(さくら)、同事業費(さくら第2)(ひがしのもり)につきましては、 各民間保育園への保育事業に対する運営委託料であります。

次の市外保育所運営委託費につきましては、保護者の勤務の都合等により、本市の児童が市外の 保育園に通園する際の委託料であり、市外30保育園、延べ431名分の委託料であります。

次の民間保育所等延長保育補助金につきましては、延長保育を実施した市内民間保育園7園、認 定こども園3園に対する補助金であります。

次の民間保育所等1歳児保育補助金につきましては、1歳児3人に対し保育士1名を配置した民間保育園3園及び食物アレルギーにより給食に配慮が必要な児童のため調理員を基準を超えて増員した民間保育園4園に対する補助金であります。

次の民間保育所運営委託費(けやき)、同様に(大平中央)(ひかり)(すみれ)及び(フォレストキッズ)につきましては、それぞれ各民間保育園への保育事業に対する運営委託料であります。

次の保育所アレルギー疾患対応事業費につきましては、保育所児童の食物アレルギーに適切に対応するため、医師が作成する生活管理指導表の作成に対する助成金であります。

次の子ども・子育て支援事業費につきましては、国の幼児教育無償化に向けた取り組みにより、 平成28年度から保育料の多子軽減の拡大に伴うシステム改修を行うための委託料であります。

次のページ、250、251ページをお開きください。備考欄1行目、特定教育・保育施設等施設型給付費につきましては、平成27年度から始まりました子ども・子育て支援新制度に伴い、市内の認定こども園4園、小規模保育施設3園及び市外の認定こども園等への教育・保育の実施に要する費用を支弁したものであります。

次の子育で・保育環境改善事業費につきましては、保育者の質の向上及び保育環境の改善を図るため、国の地方創生交付金を活用し、公立保育園 3 園への屋外遊具の設置、5 園への調理器具の購入が主なものであります。

次の保育対策総合支援事業補助金につきましては、保育士確保や負担軽減のために保育対策強化 事業を実施した民間保育園 2 園に対する補助金、また日常生活における基本的な習慣や態度の涵養 等について、家庭環境に対する配慮など、保育を行う上で特に配慮を必要とする児童が多数入所し ている保育園に対し、保育士の加配を行い、児童の処遇の向上を図った民間保育園 1 園に対する補 助金が主なものであります。

続きまして、2目児童措置費の所管部分についてご説明いたします。備考欄2行目、特別児童扶

養手当支給事務費につきましては、当該手当の認定請求、所得状況届受け付け事務に係る事務用消耗品の購入が主なものであります。

次の児童扶養手当支給費につきましては、父母の離婚や死亡などによって父または母と生計を同じくしていない児童が心身ともに健やかに育成されることを目的とし、父母等に対し支給した手当が主なものであります。

次の遺児手当支給費につきましては、父母の一方または両方を亡くした義務教育終了前の児童を 養育している方に支給した手当であります。

次の児童手当支給事業費につきましては、生活の安定に寄与し、次代の社会を担う児童の健全育成及び資質の向上を資することを目的として、父母等に支給した手当や郵便料が主なものであります。

次の子育て世帯臨時特例給付金給付事業費につきましては、消費税率引き上げに際し、子育て世帯への影響緩和及び子育て世帯の消費の下支えをするために支給した給付金や郵便料が主なものであります。

続きまして、3目母子福祉費の所管部分についてご説明いたします。備考欄2行目、こども・妊産婦・ひとり親家庭医療費助成事業費(栃木)につきましては、こども・妊産婦・ひとり親家庭それぞれの医療費のうち、保険診療自己負担分を助成する医療給付費が主なものであります。

次の不妊治療費助成事業につきましては、次ページに続きますが、不妊治療を行っております方を支援するために実施しております不妊治療費補助金で、助成件数は119件であります。

備考欄1行目、不育症治療助成事業費につきましては、不育治療を行っております方を支援する ために実施しております不育治療費補助金で、助成件数は1件であります。

次の母子・父子自立支援事業費につきましては、母子家庭等の自立支援のため、母子・父子自立 支援員による相談指導業務、母子家庭の自立に向けた技能取得の支援業務を実施するもので、母子 ・父子自立支援員2名の報酬及び自立支援給付金が主なものであります。

次の母子生活支援施設措置委託費につきましては、DV等の理由により、母と子を母子生活支援施設に入所措置した際の委託料であります。

次に、こども・妊産婦・ひとり親家庭医療費助成事業費(大平)及び(藤岡)につきましては、 医療費助成システム機器の保守料及び借上料が主なものであります。同事業費(都賀)(西方)及 び(岩舟)につきましては、事務用消耗品費でございます。

以上です。

- ○委員長(広瀬昌子君) 中野課長。
- ○保育課長(中野達博君) 続きまして、4目児童福祉施設費から説明させていただきます。 備考欄上から6行目、こどもサポートセンター管理運営費につきましては、燃料費、光熱水費、

清掃や建物警備等管理委託料が主なものであります。

次の児童センター管理運営費につきましては、はこのもり児童センターの臨時職員3名分の賃金 が主なものであります。

次の児童館共通管理運営費につきましては、大平児童館の耐震診断業務及びいまいずみ児童館の 防犯カメラ設置工事が主なものであります。

次のいまいずみ児童館管理運営委託費につきましては、児童館の管理運営を委託しております指 定管理者である栃木市社会福祉協議会への管理運営委託料であります。

次のそのべ児童館管理運営委託費につきましては、児童館の管理運営を委託しております指定管理者である栃木市社会福祉協議会への管理運営委託料であります。

次の大平児童館管理運営費につきましては、大平児童館の管理運営を委託しております指定管理 者である学校法人しずわでら学園への管理運営委託料であります。

254、255ページをお開きください。備考欄1行目、大平みなみ児童館管理運営費につきましては、 臨時職員1名分の賃金が主なものであります。

次の地域子育て支援センター運営事業費につきましては、子育て中の保護者に対する育児相談や、 親子の触れ合いの場、遊びの場を提供し、子育て家庭への多様な支援のニーズに対応するものであ りまして、臨時保育士1名分の賃金が主なものであります。

次の地域子育て支援センター (大平) 運営事業費につきましては、臨時職員 2 名分の賃金が主な ものであります。

次の地域子育て支援センター(藤岡)運営事業費につきましては、臨時職員1名分の賃金が主な ものであります。

次の地域子育て支援センター(都賀)運営事業費につきましては、臨時職員2名分の賃金が主な ものであります。

次の地域子育て支援センター (西方) 運営事業費につきましては、臨時職員1名分の賃金が主な ものであります。

次の地域子育て支援センター(岩舟)運営事業費につきましては、臨時職員2名分の賃金が主な ものであります。

次のとちぎコミュニティプラザ管理事業費につきましては、施設清掃業務、エレベーター保守業務、光熱水費及び空調機修理工事、防犯カメラ設置工事費が主なものであります。

次の大平子どもセンター管理運営費につきましては、光熱水費、修繕料、維持補修費が主なものであります。

続きまして、5目の保育所費であります。説明欄の上から4行目、一時預かり事業費(栃木)、次の同じく(大平)(藤岡)につきましては、各地域で一時預かり事業を実施するための嘱託保育 士各1名分の報酬が主なものであります。

次の延長保育事業費(栃木)、同じく(大平)、次の256、257ページをお開きください、備考欄1

行目の同じく(藤岡)、次の(都賀)、同じく(西方)につきましては、各地域で延長保育を実施するための臨時保育士賃金が主なものでありまして、(栃木)が4名、(大平)が4名、(藤岡)が1名、(都賀)が2名、(西方)が1名分であります。

次の低年齢児保育事業費(栃木)、次の(大平)(藤岡)(都賀)(西方)(岩舟)につきましては、各地域で低年齢児保育を実施するための嘱託保育士等の報酬及び賃金が主なものでございまして、(栃木)が嘱託保育士12名、臨時看護師2名分、(大平)が嘱託保育士4名、臨時看護師1名分、(藤岡)が嘱託保育士3名分、(都賀)が嘱託保育士2名分、(西方)が嘱託保育士2名と臨時保育士2名分、(岩舟)が臨時保育士2名分が主なものであります。

次の障がい児保育事業費(栃木)から5つ下の(岩舟)までにつきましては、各地域で障がい児保育を実施するための嘱託保育士及び臨時保育士の報酬及び賃金でありまして、(栃木)が嘱託保育士8名分、(大平)が嘱託保育士4名分、(藤岡)が嘱託保育士1名分、(都賀)が嘱託保育士1名分、(西方)が嘱託保育士1名分、(岩舟)が臨時保育士1名分が主なものであります。

次の保育所共通管理運営費(栃木)につきましては、栃木地域の公立保育園5園及び閉園となりましたぬまわだ保育園の園舎解体までの間の管理運営に要する経費でありまして、通常保育のための嘱託保育士報酬13名分、臨時保育士賃金15名分、臨時業務員等賃金7名分、はこのもり保育園を除きます4園分の警備保障等の委託料、保育園の遠足の際のバス借上料16台分が主なものであります。

次の保育所共通管理運営費(大平)につきましては、大平地域の公立保育園3園及び閉園となりました大平東保育園の園舎解体までの間の管理運営に要する経費でありまして、通常保育のための嘱託保育士報酬6名分、258、259ページをお開きください、上から臨時保育士賃金10名分、臨時業務員等賃金5名分、大平地域4園分の警備保障等の委託料等が主なものであります。

次の保育所共通管理運営費(藤岡)につきましては、藤岡地域の公立保育園3園の管理運営に要する経費でありまして、通常保育のための嘱託保育士報酬1名分、臨時保育士賃金12名分、臨時業務員賃金1名分が主なものであります。

次のいまいずみ保育園管理運営費から4つ下のそのべ保育園管理運営費までにつきましては、栃木地域のそれぞれの保育園の賄い材料費等その他管理運営に必要な経費であります。このうち不動産賃借料につきましては、借地面積につきましては、いまいずみ保育園が2,161.98平米、おおつか保育園につきましては3,540平米、そのべ保育園につきましては1,818.18平米であります。また、おおつか保育園につきましては、公共下水道が使用できるようになりましたので、その接続工事費が主なものであります。

次の保育所第三者評価委託事業費につきましては、保育園が提供するサービスの質の向上、改善を図るため、栃木県から認証を受けた第三者評価機関による第三者評価を実施した3園分の委託料であります。

次の三鴨保育園管理運営費、次の部屋保育園管理運営費、藤岡保育園管理運営費につきましては、 藤岡地域の各園の管理運営に必要な経費でありまして、送迎バス運転手、添乗員それぞれ1名分の 臨時業務員賃金、また賄い材料費等が主なものであります。

次の都賀よつば保育園管理運営費につきましては、嘱託保育士報酬2名分、臨時保育士賃金6名 分、警備保障等の委託料が主なものであります。

次の大平南第一保育園管理運営費、大平南第二保育園管理運営費及び次の大平西保育園管理運営 費につきましては、大平地域の各保育園の管理運営に必要な経費でありまして、それぞれ給食の賄い材料費等が主なものであります。

1つ飛びまして、いわふね保育園管理運営費につきましては、いわふね保育園の管理運営に必要な経費でありまして、臨時保育士賃金8名分、臨時業務員賃金2名分、警備保障等の委託料が主なものであります。

260、261ページをお開きください。備考欄1行目の藤岡地域統合保育園管理運営費につきましては、平成26、27年度で整備いたしまして、本年4月に開園いたしました藤岡は一とらんど保育園の園舎完成から開園までの間の管理運営に必要な経費でありまして、警備保障の委託料、非常通報システムの設置工事費等が主なものであります。

次のぬまわだ・大平東保育園解体事業費につきましては、平成27年3月をもって閉園いたしましたぬまわだ保育園及び大平東保育園の園舎等解体に必要な経費でありまして、ぬまわだ保育園、大平東保育園の園舎解体設計等の業務委託料及びぬまわだ保育園の園舎解体工事費が主なものであります。

次のいりふね保育園災害復旧事業費につきましては、平成27年9月豪雨災害により床上浸水の被害を受けたいりふね保育園の復旧に要した費用でありまして、空調機の取り替え工事費、床等の除菌作業委託料等が主なものであります。

次に、6目認定こども園費であります。説明欄4行目の認定西方なかよしこども園運営費につきましては、西方なかよしこども園の管理運営に必要な経費でありまして、嘱託保育教諭報酬1名分、臨時保育教諭賃金2名分、臨時業務員賃金4名分、警備保障等の委託料及び借地3,793平米の不動産賃借料が主なものであります。

以上で2項児童福祉費の説明を終わらせていただきます。

- ○委員長(広瀬昌子君) 渡辺課長。
- ○生活福祉課長(渡辺健一君) 続きまして、3項生活保護費についてご説明をいたします。260、261ページをごらんいただきたいと思います。備考欄一番下の行、生活保護運営対策事業費につきましては、福祉事務所の嘱託医師2名分の報酬、次のページに移りますが、生活保護医療費支払審査等委託料、社会保障・税番号導入に係るシステム改修委託料、生活保護電算システム、生活保護レセプト情報管理システム及びシステム機器賃借料が主なものであります。

次の生活保護適正実施推進事業費につきましては、生活保護面接相談員1名及び就労支援相談員 1名分の報酬及び臨時職員1名分の賃金が主なものであります。

次に、1つ飛びまして、生活保護支給費につきましては、生活保護法に定める7つの扶助費と保護施設事務費、中国残留邦人生活支援給付費が主なものでありまして、被保護世帯延べ1万3,548世帯、1万7,775人に支給したものであります。

続きまして、4項災害救助費についてご説明をいたします。備考欄、災害弔慰見舞費につきましては、火災によって被害を受けた市民に対する見舞金であります。

次に、1つ飛びまして、災害援護資金貸付金(平成27年9月豪雨災害)につきましては、関東・東北豪雨災害により家財及び住居の損害を受けた5世帯に対し、生活立て直し資金の貸し付けを行ったものであります。

次の被災家財等購入等補助金(平成27年9月豪雨災害)につきましては、ページ変わりますが、 関東・東北豪雨災害により家財及び自動車等が損壊する被害を受けた世帯に対し、損壊した家財及 び自動車等の購入または修繕に必要な経費の一部を補助することにより、被災世帯の生活の再建を 図るものであります。

以上で3款の所管部分の説明を終わります。

○委員長(広瀬昌子君) ここで暫時休憩をいたします。

2時20分再開をいたします。

なお、説明の終了した執行部の皆様、ご退席願います。大変ご苦労さまでした。

[執行部退席]

(午後 2時03分)

○委員長(広瀬昌子君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時20分)

- ○委員長(広瀬昌子君) 福原課長。
- ○健康増進課長(福原 誠君) 健康増進課の福原と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、4款衛生費中所管部分についてご説明いたしますので、決算書の266、267ページをお開きください。まず、4款1項1目保健衛生総務費になりますが、備考欄3行目の健康診査事業費につきましては、脳卒中、心臓病、がん等の生活習慣病の早期発見と早期治療を推進するため、特定検診や各種がん検診などを実施したものであります。内訳の主なものとしましては、けんしんパスポート作成委託料などの電算処理委託料や、特定健診、各種がん検診などの検査委託料であります健康診査委託料、また母子保健事業のデータ入力及び集計を行う健康管理システムのソフトウエアとハードウエア賃借料などの〇A機器借上料であります。

次の小児救急医療委託費につきましては、日曜日の夜間に軽症の小児急病患者を診察するとちの 木病院への委託料であります。

次の急患センター管理運営委託事業費につきましては、休日及び夜間に軽症の急病患者診療所として開設しております急患センターの栃木市医師会への管理運営委託料が主なものであります。

次の病院群輪番制病院運営補助事業費につきましては、休日及び夜間に重症の急病患者の診療に 当たる二次救急病院への補助金等であります。内訳の病院群輪番制病院運営費負担金につきまして は、鹿沼救急医療圏における西方地域の鹿沼市への負担金でありまして、病院群輪番制病院運営費 補助金につきましては、栃木救急医療圏の2次救急を担う獨協医科大学病院及び下都賀総合病院、 とちの木病院への補助金であります。

次の病院群輪番制病院設備整備補助金につきましては、二次救急病院の設備整備に対して補助を 行うもので、下都賀総合病院の医療機器整備に対する補助金であります。

次の除細動器整備事業費につきましては、健康増進課で管理しているAEDの交換用バッテリー 代や6台分のレンタル料であります。

次の小児二次救急医療支援補助金につきましては、休日及び夜間に重症の小児急病患者の診療に 当たる獨協医科大学病院への補助金であります。

次の健康増進課一般経常事務費(栃木)につきましては、市内全世帯に配布しましたけんこうカレンダーの印刷製本費や上都賀郡市医師会附属准看護学校に対する運営補助金が主なものであります。

次の市民健康まつり開催事業費(栃木)につきましては、昨年11月に開催しました市民健康まつりの案内チラシの新聞折り込み手数料が主なものであります。

次の健康増進計画推進事業費につきましては、健康増進計画の重点領域の一つであります歯と口の健康を推進するため、歯科保健事業の充実を行ったもので、歯科衛生士1名分の非常勤職員報酬が主なものであります。

次の健康教育、相談事業費(栃木)につきましては、生活習慣病予防のために健康教育や健康相談等の事業を実施した際の歯科医師、運動指導士等への報償金や、教材等及び医師会、歯科医師会への協力交付金が主なものであります。

次の自殺予防事業費につきましては、自殺予防の普及啓発や相談事業等を実施した際のカウンセラー等に対する報償金や啓発関係の消耗品費及びメンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」の運営管理業務委託料が主なものであります。

次の268、269ページをお開きください。備考欄1行目の母子保健事業費(栃木)につきましては、 母親及び乳幼児の健康の保持増進を図るため、妊娠、出産、育児にかかわる各種健診、健康教育、 健康相談、訪問指導等の支援を行ったものであります。内訳の主なものとしましては、乳児の訪問 等に協力をいただいております母子保健推進員の報酬や、健診時の医師、歯科医師への報償金であ ります乳幼児健康診査報償金、また乳児先天性股関節脱臼検診や3歳児健康診査、尿検査の委託料 などである乳児健康診査等委託料であります。

次の乳幼児発達相談事業費につきましては、乳幼児健診等において発達上の問題が疑われた児に対し2次健診を行い、早期治療、早期療育に向け、保護者への育児支援を行ったもので、発達相談時の医師への報償金が主なものであります。

次の妊婦健康診査事業費につきましては、妊婦の健康管理の向上を図るため、妊婦健康診査の助成や妊婦歯科検診を実施したもので、医療機関への委託料が主なものであります。

次の未熟児養育医療給付事業費につきましては、出生時の体重が2,000グラム以下または生活力が薄弱な未熟児に対し、指定医療機関に委託して養育に必要な医療の給付を行ったもので、扶助費が主なものであります。

次の骨髄移植ドナー支援事業費につきましては、骨髄ドナーの経済的負担を軽減するとともに、 ドナー登録の増加を図るため、提供者2名へ補助金を交付したものであります。

次の地域医療対策基金積立金につきましては、地域医療の充実及び強化を図る事業の財源に充てることを目的とした基金への積立金であります。

次に、1つ飛びまして、とちぎメディカルセンター運転資金貸付金につきましては、とちぎメディカルセンターに対して、その運営に要する資金の一部を貸し付けることにより、病院運営の維持及び地域医療提供体制の確保を図ったものであります。

次の健康増進事務費(大平)につきましては、図書購入費や救護用品の購入費等需用費が主なものであります。この後記載されております各地域の健康増進事務費につきましても、同様の内容でありますので、説明は省略させていただきます。

次のふれあい健康福祉まつり開催事業費(大平)につきましては、ふれあい健康福祉まつり開催 に当たり、ご協力をいただく歯科医師等への報償金及び駐車場整理委託料が主なものであります。

次の健康教育、相談事業費(大平)につきましては、生活習慣病予防のために健康教育や健康相談等の事業を実施した際の歯科医師、運動指導士等への報償金及び教材費が主なものであります。 なお、この後記載されております各地域の健康教育、相談事業費につきましても、同様の事業でありますので、説明は省略させていただきます。

次の母子保健事業費(大平)につきましては、母子保健推進員に対する報酬及び乳幼児健診の際の医師、歯科医師等への報償金が主なものであります。この後記載されております各地域の母子保健事業につきましても、同様の事業でありますので、説明は省略させていただきます。

次に、4つ飛びまして、市民健康まつり開催事業費(都賀)につきましては、市民の健康づくり を積極的に推進するため、まるまるまるごとつがまつりにおいて健康相談や健康チェックを行った 際の消耗品費等であります。

次の270、271ページをお開きください。備考欄上から6行目のふれあい健康福祉まつり開催事業

費(岩舟)につきましては、健康と福祉及び環境に関する意識を高めるために開催しました健康福祉・環境まつりの際のテント等の借上料や幼稚園児等の参加者に対する記念品代が主なものであります。

続きまして、2目予防費になります。まず、備考欄2つ目の狂犬病予防事業費(栃木)につきましては、栃木県獣医師会に対する狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収事務委託料が主なものであります。

次に、1つ飛びまして、新型インフルエンザ対策事業費につきましては、新型インフルエンザ等 対策有識者会議の機能を有します予防接種委員会の委員報酬及び手の消毒薬を購入した費用であり ます。

次に、1つ飛びまして、狂犬病予防事業費(大平)につきましては、狂犬病予防注射案内用のはがき代が主なものであります。この後記載されております各地域の狂犬病予防事業費につきましても、同様の内容でございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、3目環境衛生費になります。次の272、273ページをお開きください。上から3つ目の環境課一般経常事務費につきましては、臨時職員3名分の賃金と市有墓地管理人119名分の報酬及び電気使用状況監視システム使用料が主なものであります。

次に、1つ飛びまして、エネルギー使用量管理業務委託費につきましては、省エネルギー法に基づくエネルギー使用合理化のための管理基準作成等に係る業務委託料であります。

次に、1つ飛びまして、再生可能エネルギー普及促進基金積立金につきましては、太陽光の屋根貸し事業において業者より支払われた市有施設使用料を基金に積み立てたものであります。

次のマイバッグ持参運動事業費につきましては、3Rポスターコンクール受賞者への報償金やマイバッグキャンペーンの際に使用する啓発物品の購入費が主なものであります。

次の聖地公園管理費(栃木)につきましては、公園内の芝生管理業務等の委託料が主なものであります。

次の聖地公園管理基金積立金(栃木)につきましては、聖地公園の大規模な補修、改修に備える ための基金積立金であります。なお、平成27年度は都賀聖地公園墓地永代使用料144基分及び皆川 聖地公園永代使用料11基分を積み立てております。

次の専用水道事業等委託費につきましては、栃木県から権限移譲された水道法に規定する簡易水 道及び専用水道等に係る届け出や検査等の事務を水道課に委託しているものであります。

次の地域クリーン推進員事業費につきましては、各地域クリーン推進員への報酬及び地域クリーン推進員連合会への交付金であります。

次に、1つ飛びまして、災害関係環境保全衛生処理事業費につきましては、平成27年9月の関東・東北豪雨による浸水住宅の防疫業務委託料や共同墓地災害復旧補助金になります。

次の環境衛生事務費(大平)につきましては、事務用品代及び特定非営利活動法人太平山南山麓

友の会への補助金が主なものであります。

次に、1つ飛びまして、墓地管理費(藤岡)につきましては、市営中根墓地及び太田墓地の除草 委託料が主なものであります。

次の環境衛生事務費(都賀)につきましては、市有墓地の管理人報酬が主なものであります。

次の聖地公園管理費(都賀)につきましては、都賀聖地公園墓地の清掃及び芝、樹木等の管理委 託料が主なものであります。

次の聖地公園管理基金積立金(都賀)につきましては、都賀聖地公園墓地の永代使用料を聖地公園管理基金積立金として積み立てたものであります。

次の274、275ページをお開きください。備考欄2行目になります。墓地管理費(西方)につきましては、西方地域東上林墓地の除草等管理委託料が主なものであります。

以上で4款1項1目から3目までの所管部分の説明を終わらせていただきます。

- ○委員長(広瀬昌子君) 若菜室長。
- ○斎場整備室長(若菜 博君) 若菜です。よろしくお願いします。

4款1項4目斎場費の所管部分につきましてご説明いたします。備考欄2行目の斎場管理運営委託事業費につきましては、臨時作業員3名分の賃金、斎場管理運営委託料が主なものであります。

次の佐野地区衛生施設組合斎場負担金につきましては、藤岡、岩舟地域の斎場事務を佐野地区衛 生施設組合で実施する費用の負担金であります。

続いて、4款1項5目公害対策費をご説明します。1行目の公害対策費(栃木)につきましては、 自動車騒音常時監視業務等の委託料が主なものであり、権限移譲により、平成24年度から自動車騒 音を測定し、結果を国へ報告しているものであります。

次の水質調査事業費(栃木)につきましては、栃木市内全域の主な河川や地下水の水質調査の委 託料が主なものであります。

2つ飛びまして、公害対策費(大平)につきましては、油吸着材の購入代が主なものであります。 次の水質調査事業費(大平)につきましては、地下水モニタリング調査16カ所の業務委託料であります。

次の公害対策費(藤岡)につきましては、公害対策看板制作料、消耗品代であります。

次の水質調査事業費(藤岡)につきましては、地下水水質等調査業務委託料であります。

続きまして、276、277ページをお開きください。公害対策費(都賀)と公害対策費(西方)につきましては、事務用消耗品費が主なものであります。

続いて、4款1項6目保健施設費をご説明いたします。備考欄2行目の栃木保健福祉センター管理運営費につきましては、保健福祉センターの管理運営に係る経費であります。内訳の施設管理委託料は、エレベーターや自動ドアの保守点検及び警備業務にかかわる業者への委託料であります。

清掃等業務委託料は、常駐清掃業務や定期清掃業務の委託料であります。

不動産賃借料は、当センター駐車場用地3,237平米の土地借上料であります。

次の藤岡保健福祉センター管理運営費につきましては、当センターの管理運営にかかわる経費であります。光熱水費、警備業務委託料が主なものであります。

次の都賀保健センター管理運営費につきましては、当センターの管理運営にかかわる経費であります。内訳の臨時業務員賃金は、常駐の臨時職員の賃金であります。

保健センタートイレ改修工事費につきましては、身障者用トイレの改修工事であります。指名競争入札で、入札参加業者が6業者です。落札率96.6%であります。

次の西方保健センター管理運営費につきましては、保健センターの管理運営にかかわる経費であります。維持補修費、警備業務委託料が主なものであります。

以上で4款1項4目から6目の説明を終了いたします。

- ○委員長(広瀬昌子君) 金子課長。
- ○環境課長(金子一彦君) よろしくお願いします。

続きまして、2項1目の清掃総務費の所管部分でありますが、ページは同じ276、277ページです。 清掃総務費の備考欄2行目の環境美化対策事業費(栃木)につきましては、環境美化キャンペーン に要する経費や不法投棄禁止用プレート作製委託料が主なものでございます。

次の不法投棄監視事業費につきましては、不法投棄のパトロールや回収を行う監視員の報酬が主なものであります。

次の環境美化対策事業費(大平)は、パッカー車等の修理代及び車検時整備代が主なものでございます。

次の環境美化対策事業費(藤岡)につきましては、不法投棄禁止看板代10万7,075円、ごみゼロ 運動実施の際の収集運搬手数料5万9.600円が主なものであります。

次の環境美化対策事業費(都賀)につきましては、環境美化啓発用看板等作成委託料が主なものであります。

次の環境美化対策事業費(西方)につきましては、西方地域で6月と11月の第3日曜日に実施しております美しいまちづくりの日一斉清掃時の消耗品であります。

次の環境美化対策事業費(岩舟)につきましては、環境美化啓発用看板等消耗品 9 万1,743円及 び公用車の維持車検代17万1,091円が主なものであります。

続きまして、278、279ページをお開きください。2目塵芥処理費の所管部分についてご説明いたします。備考欄2行目のバイオ式生ごみ処理機管理費につきましては、栃木地域の第三小、第四小、第五小、千塚小の4つの小学校に設置しておりますバイオ式生ごみ処理機の保守点検委託料及び修繕料でございます。

次の生ごみ減量化補助金につきましては、生ごみを自家処理するためのコンポスト容器や電気式 生ごみ処理機などの設置に対する補助金であります。 次の資源物回収活動団体支援事業費につきましては、資源物回収活動を実施したPTA等の143団体に対する報奨金が主なものでございます。

次のごみ直営収集事業費につきましては、環境課が直接回収を行っています美化活動などのごみ の収集等に係る燃料費や修繕費が主なものでございます。

次のごみ委託収集事業費(栃木)、以下、次のページを開いていただきまして281ページ、備考欄 1行目のごみ委託収集事業費(大平)から5つ目のごみ委託収集事業費(岩舟)までにつきまして は、一般家庭から排出されるごみの収集等委託料が主なものでございます。

ページ戻りまして、279ページの中段、備考欄7つ目のごみ収集周知事業費(栃木)につきましては、ごみ収集カレンダーの作成等委託料が主なものでございます。

2つ飛びまして、とちぎクリーンプラザ管理運営委託事業費ですが、まず管理運営委託料につきましては、平成18年度から実施しておりますとちぎクリーンプラザ包括的業務委託事業に係る委託料でございます。

次の財産等管理業務委託料につきましては、旧南部清掃工場跡地の除草業務及びクリーンプラザ 管理等清掃業務を委託したものでございます。

次の最終処分業務委託料につきましては、燃やすごみ、あるいは燃やさないごみを処理した際に 発生します残渣の運搬処分に要する委託料であります。

次の処理困難物処理業務委託料につきましては、クリーンプラザで処理困難な粗大ごみや乾電池、 蛍光管等の有害ごみの運搬処分を委託したものであります。

次の資源化処理業務委託料につきましては、クリーンプラザに搬入されました空き瓶等の資源物 を手選別により処理した際に生じるガラス残渣等の資源化に要する委託料であります。

次の周辺環境分析業務委託料につきましては、クリーンプラザの施設稼働に伴う周辺地域の大気、 水質、土壌への影響を調査するのに要した委託料でございます。

次の包括的業務委託事業継続可能性調査業務委託料につきましては、クリーンプラザの包括的業 務事業委託を実施するに当たっての継続可能性調査業務委託料になります。

次のとちぎクリーンプラザ管理運営経常事業費の臨時業務員賃金につきましては、クリーンプラザにおいて再生可能な粗大ごみを再生品として修理する臨時職員の2名分の賃金でございます。

次の災害廃棄物処理事業費につきましては、昨年9月の関東・東北豪雨により発生した災害ごみの処理に係る費用でありまして、備考欄下から3つ目の家電リサイクル手数料につきましては、テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機の家電4品目を廃棄するための手数料になります。

次の災害廃棄物収集運搬等委託料は、一時仮置き場やクリーンプラザから処理場までの運搬委託 料になります。

次の自動車借上料は、発生した災害ごみを一時仮置き場やクリーンプラザに運搬するために借用 した車両の借上料になります。 次のページをお開きください。280、281ページです。3目し尿処理費についてご説明いたします。 備考欄中段の1行目、し尿収集事業費につきましては、遠距離世帯、これは寺尾地区くみ取り世帯 ですが、114世帯におきますし尿収集業者の運営に要する経費を交付金として交付したものでござ います。

次の公衆便所管理費につきましては、万町の公衆便所及び栃木駅高架下公衆便所の管理に係る維持補修費及び清掃等委託料が主なものであります。

次の佐野地区衛生施設組合し尿処理負担金につきましては、藤岡、岩舟のし尿処理を佐野地区衛 生施設組合で実施する費用の栃木市分負担金であります。

次の衛生センター管理運営委託事業費につきましては、栃木、大平、都賀及び西方地域から搬入された年間2万4,803キロリットルのし尿の処理に要した費用であり、管理運営委託料が主なものでございます。

次の被災世帯し尿処理事業費につきましては、昨年9月の関東・東北豪雨により被災した世帯の し尿収集手数料の負担の軽減を図るため交付しました補助金135世帯分であります。

以上で4款の説明を終わります。

続きまして、飛びますが、352、353ページをお開きください。352、353ページです。10款1項3目の教育振興費です。備考欄3行目の子育て応援等特別補助金につきましては、少子化対策の一環としまして、保護者の負担軽減を図るため、第3子以降の子が幼稚園に在園している世帯へ保育料の全額助成を行う幼稚園第3子以降支援特別補助金198名分、幼稚園就園奨励費の対象とならない世帯へ1万円の補助を行う幼稚園就園奨励費国庫非該当世帯特別補助金、これが148名分でございます。

次の幼稚園等障がい児等支援補助金につきましては、市内の幼稚園で発達に課題がある幼児の教育の増進を図るため、こうした幼児を受け入れる幼稚園に対し、1園当たり30万円を助成する幼稚園療育支援補助金が主なものでございます。

次の幼稚園就園奨励費補助事業費につきましては、児童が従来型の幼稚園に通園する保護者の経済的負担を軽減するため、所得等に応じ、保育料の一部を助成する幼稚園就園奨励費補助金が主なものでありまして、児童1,831名分であります。

次の幼稚園教育助成補助金につきましては、市内にある幼稚園及び幼稚園から移行した認定こども園計16園に対し、幼児の教育振興を図るため、その目的に要する経費の一部として1園当たり30万円の補助を行った幼稚園教育助成補助金と、幼稚園における預かり保育等、子育て支援事業の振興のため、1園につき50万円の補助を行った幼稚園子育て支援事業費補助金であります。

次の幼稚園アレルギー疾患対応事業費につきましては、幼稚園における食物アレルギーに適切に 対応するため、医師が作成する生活管理指導表の作成料に対する手数料であります。

次の私立幼稚園一時預かり事業委託費につきましては、標準教育時間以外に園児の預かりを実施

した認定こども園4園、幼稚園3園に対する一時預かり事業委託料であります。

続きまして、366、367ページをお開きください。10款4項1目社会教育総務費の所管部分についてご説明いたします。備考欄4行目の人権同和教育事業費につきましては、市内12カ所で実施いたしました集会所教室講師謝礼などの報償金が主なものであります。

次に、皆川城内集会所管理費から10行下の(岩舟)下津原集会所管理費までの11カ所の集会所管理費につきましては、各施設における電気料、水道料及び施設の管理業務委託などの維持管理費用であります。

続きまして、398、399ページをお開きください。11款4項1目の民生施設災害復旧費です。備考欄1行目の学童保育施設災害復旧事業費につきましては、昨年9月の豪雨災害で被害を受けました部屋学童保育室の空調設置工事が主なものでありまして、繰越明許費につきましては、床改修工事が年度内に完成しなかったため、平成28年度に繰り越したものであります。

以上で一般会計歳出の所管関係部分の説明を終わります。

- ○委員長(広瀬昌子君) 次に、歳入の説明をお願いいたします。 大久保課長。
- ○大平市民生活課長(大久保勝弘君) よろしくお願いします。

続きまして、歳入所管関係部分についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、決算書82、83ページをお開きください。12款1項2目1節社会福祉費負担金であります。備考欄1行目、老人保護措置負担金につきましては、養護老人ホーム9施設に措置した75人の方の本人分措置費負担金であります。

次の在宅老人短期入所負担金につきましては、養護老人ホームあずさの里を利用した実人員8人、 延べ日数40日分の短期入所負担金であります。

次の緊急ホームヘルパー派遣負担金につきましては、介護認定を受けていないひとり暮らしなど の方で緊急的に日常生活支援サービスを利用した際の利用者負担金であります。

次の軽度生活援助員派遣負担金につきましては、介護保険では行わない軽度な生活援助サービス を利用した際の利用者負担金であります。

次の配食サービス負担金につきましては、調理が困難なひとり暮らし高齢者などが配食サービス を利用した際の利用者負担金であります。

次に、2節児童福祉費負担金であります。備考欄1行目、学童保育事業費負担金につきましては、 放課後に保護者等がいない家庭の小学校児童を対象に実施しました学童保育利用者の保護者負担金 であります。

次の学童保育事業費負担金滞納繰越分につきましては、学童保育を利用した児童の過年度分の保 護者負担金であります。

次の保育所児童保育費負担金につきましては、市内公立保育園に入所している児童延べ9,583名

分の保育料であります。

次の民間保育所等児童保育費負担金につきましては、市内民間保育園及び市外保育園に入所している児童延べ9,192名分の保育料であります。

次の保育所受託児童保育費負担金につきましては、保護者の勤務先が栃木市にあるなどの理由により、市外から本市の保育園に受け入れた入所児童延べ47名分の保育料の市町負担金であります。

次の保育所児童保育費負担金滞納繰越分につきましては、公立保育園に入所していた児童の過年 度分保育料であります。

次の民間保育所等児童保育費負担金滞納繰越分につきましては、市内民間保育園、市外保育園に 入所していた児童の過年度分保育料であります。

次の保育所児童保育費負担金延長保育分につきましては、市立保育園で延長保育を利用した児童 延べ7,101名分の延長保育料であります。

次の保育所児童保育費負担金一時預かり利用分につきましては、公立保育園で一時預かり保育を利用した児童延べ1,157名分の利用料であります。

84、85ページをお開きください。備考欄2行目の市外受託児童利用者負担金(公立保育園受託分) につきましては、保護者の勤務先が栃木市にあるなどの理由により、市外から本市の保育園に受け 入れた入所児童延べ47名分の保育料の保護者負担分であります。

86ページ、87ページをお開きください。13款1項1目1節総務管理使用料であります。備考欄の下から3行目、真名子夢ホール敷地使用料につきましては、真名子夢ホール敷地内にあります電柱等3本分及び郵便ポスト1台分の敷地使用料であります。

次の真名子夢ホール使用料につきましては、真名子夢ホール8件分の施設使用料であります。

次に、2目1節社会福祉使用料であります。備考欄1行目の大平隣保館使用料につきましては、 施設の使用料であります。

次の老人福祉センター行政財産使用料につきましては、老人福祉センターの売店使用料と、長寿 園、泉寿園敷地内の電柱の土地使用料であります。

次の大平地域福祉センター敷地使用料、渡良瀬の里敷地使用料、次ページの都賀老人憩いの家等 敷地使用料につきましても、電柱敷地使用料であります。

88ページ、89ページをお開きください。備考欄2行目の西方さくらホーム行政財産使用料につきましては、シルバー人材センター西方事業所、小倉堰土地改良区への行政財産目的外使用料であります。

次の小野寺ふれあい館敷地使用料につきましては、ATM使用料であります。

次に、2節児童福祉使用料であります。備考欄の児童福祉施設敷地使用料(こども課)から大平子どもセンター敷地使用料につきましては、各施設内にある電柱の敷地使用料であります。

次に、3節認定こども園使用料であります。備考欄の市立認定こども園使用料につきましては、

西方なかよしこども園の幼稚園部分に入園している児童延べ551名分の保育料であります。

次に、3目1節保健衛生使用料であります。備考欄1行目、斎場使用料(栃木)につきましては、 市外の方の火葬場使用68件分及び市内、市外の方の待合室使用1,433件分の使用料であります。以 下、同じ項目の待合室使用料が、(大平)につきましては27件、(藤岡)8件、(都賀)26件、(西方) 22件、(岩舟)13件であります。

次の霊柩自動車使用料(栃木)につきましては、霊柩自動車の往路、復路合わせて1,855件分の使用料であります。以下、同じ項目の(大平)につきましては38件、(藤岡)4件、(都賀)45件、(西方)13件、(岩舟)14件であります。

次の聖地公園永代使用料(栃木)につきましては、聖地公園の墓所11区画分の永代使用料であります。

次の衛生施設敷地使用料につきましては、聖地公園や斎場等における東京電力及びNTT東日本の電柱等の敷地使用料であります。

次の栃木保健福祉センター使用料につきましては、社会福祉協議会の事務室使用料が主なものであります。

次の急患センター敷地等使用料につきましては、電柱7本、支線3本、ポスト1個分の敷地使用料であります。

次の栃木保健福祉センター太陽光発電施設屋根貸し使用料につきましては、太陽光発電促進に伴 う栃木保健福祉センター屋根貸しに係る使用料であります。

次のとちぎメディカルセンター新病院建設用地敷地使用料につきましては、電柱7本、支線1本の敷地使用料であります。

2 行飛びまして、墓地永代使用料(藤岡)につきましては、市営墓地13区画分の永代使用料であります。

90ページ、91ページをお開きください。備考欄1行目、藤岡保健福祉センター使用料につきましては、会議室や調理室の使用料であります。

2行飛びまして、聖地公園永代使用料(都賀)につきましては、都賀聖地公園墓地の墓所144区 画を販売した際の永代使用料であります。

次の都賀保健センター敷地等使用料につきましては、電柱4本、支線4本の敷地使用料であります。

98ページ、99ページをお開きください。9目5節社会教育使用料であります。備考欄1行目、集会所使用料については、施設の使用料であります。

次の集会所敷地使用料については、電柱等設置に係る敷地使用料であります。

104、105ページをお開きください。2項1目3節戸籍住民基本台帳手数料であります。備考欄1行目、戸籍手数料(栃木)につきましては、戸籍事務に伴う戸籍謄抄本等の交付手数料でありまし

て、交付件数は4万528件であります。以下、次ページにまたがって記載されております同じ項目の (大平) につきましては5,528件、(藤岡) 4,359件、(都賀) 2,562件、(西方) 1,587件、(岩舟) 4,350件であります。

次の住民基本台帳手数料 (栃木) につきましては、住民票の写しなどの交付手数料でありまして、 交付件数は 5 万3, 358件であります。以下、次ページにまたがって記載されております同じ項目の (大平) につきましては 1 万2, 190件、(藤岡) 5, 933件、(都賀) 4, 179件、(西方) 2, 272件、(岩舟) 7, 394件であります。

106ページ、107ページをお開きください。備考欄 1 行目、印鑑証明等手数料(栃木)につきましては、印鑑登録、印鑑証明の手数料でありまして、交付等件数は 3 万317件であります。以下、同じ項目の(大平)につきましては9, 384件、(藤岡)5, 335件、(都賀)3, 418件、(西方)1, 999件、次ページにまたがって記載されております(岩舟)5, 342件であります。

次の臨時運行手数料(栃木)につきましては、仮ナンバーを貸与した手数料でありまして、取り扱い件数は664件であります。以下、同じ項目の(大平)につきましては289件、(藤岡)179件、(都賀)304件、(西方)72件、次ページにまたがって記載されております(岩舟)326件であります。

次の諸証明手数料(栃木)につきましては、身分証明、不在住証明等の交付手数料でありまして、 交付件数は1,320件、以下、同じ項目の(大平)につきましては196件、(藤岡)168件、(都賀)103件、 (西方)56件、次ページにまたがって記載されております(岩舟)217件であります。

108ページ、109ページをお開きください。2目1節社会福祉手数料であります。備考欄の社会福祉法人関係証明手数料につきましては、社会福祉法人が社会福祉事業の用に供する土地及び建物の所有権の取得登記に係る登録免許税の非課税措置を受けることの証明手数料であります。

次に、3目1節保健衛生手数料であります。備考欄1行目、土砂等の埋立て等事業許可申請手数料につきましては、7件分の申請手数料であります。

次の犬の登録手数料(栃木)につきましては、犬の新規登録及び鑑札再交付の手数料でありまして、交付件数は314件であります。以下、同じ項目の(大平)につきましては77件、(藤岡)51件、(都賀)41件、(西方)23件、(岩舟)36件であります。

次の狂犬病予防注射済票交付手数料(栃木)につきましては、狂犬病予防注射済票の交付手数料でありまして、交付件数は3,132件であります。以下、同じ項目の(大平)につきましては1,156件、(藤岡)710件、(都賀)591件、(西方)372件、(岩舟)673件であります。

次に、2節清掃手数料であります。備考欄1行目、聖地公園墓所管理手数料(栃木)につきましては、栃木市聖地公園の墓所2,282区画分の管理手数料であります。

次の犬猫死体処理手数料(栃木)につきましては、飼い犬、飼い猫などの死体処理手数料でありまして、合わせて42件であります。以下、次ページにまたがって記載されております同じ項目の(都賀)につきましては2件、(西方)1件、(岩舟)2件であります。

110ページ、111ページをお開きください。備考欄1行目、一般廃棄物処理業許可申請手数料につきましては、一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可申請手数料50件分であります。

次の粗大ごみ収集手数料(栃木)につきましては、一般家庭から排出される粗大ごみ1,291件の収集手数料であります。以下、同じ項目の(大平)につきましては623件、(藤岡)495件、(都賀)121件、(西方)88件、(岩舟)297件であります。

次の一般廃棄物処理手数料につきましては、直接とちぎクリーンプラザに搬入されました4万 1,580件分の廃棄物処理手数料収入であります。

次の聖地公園墓所管理手数料滞納繰越分(栃木)につきましては、滞納になっていた清掃手数料であります。

2 行飛ばしまして、墓地管理手数料は、藤岡地区の市営墓地325件分の管理手数料であります。 次の聖地公園墓所管理手数料(都賀)につきましては、墓所526区画分の管理手数料であります。

114ページ、115ページをお開きください。14款1項1目1節社会福祉費負担金であります。備考欄1行目、国民健康保険基盤安定負担金につきましては、低所得者の保険税軽減における保険者支援分に対する2分の1の国庫負担金であります。

次の特別障がい者手当等給付費負担金につきましては、障がいが重複する重度の障がい者に支給 しております特別障がい者手当に対する4分の3の国庫負担金であります。

次の障がい者自立支援費負担金につきましては、障がい者自立支援費に対する2分の1の国庫負担金であります。

次の低所得者保険料軽減負担金につきましては、第1号被保険者の第1段階保険料軽減分の国庫 負担金であります。

次に、2節児童福祉費負担金であります。備考欄1行目、母子生活支援施設措置費負担金につきましては、母子生活支援施設に入所した方の措置費に対する国庫負担金であります。

次の児童手当費負担金につきましては、児童手当の扶助費分に対する国庫負担金であります。

次の児童扶養手当給付費負担金につきましては、児童扶養手当給付に対する国庫負担金であります。

次の特定教育・保育施設等施設型給付負担金につきましては、民間の保育園、認定こども園及び 小規模保育施設に入所している児童の教育・保育に要した費用に対する2分の1の国庫負担金であ ります。

次に、3節生活保護費負担金であります。備考欄1行目の生活扶助費等負担金につきましては、 生活扶助などとして支給しました生活保護費に対する国庫負担金であります。

次の医療扶助費等負担金につきましては、医療扶助などとして支給しました生活保護費に対する 国庫負担金であります。

次の介護扶助費等負担金につきましては、介護扶助などとして支給しました生活保護費に対する

国庫負担金であります。

次に、2目1節保健衛生費負担金であります。備考欄の未熟児養育医療費負担金につきましては、 体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする乳児に対して、その治療に必要な医療費の一部 を公費負担するもので、その国庫負担分であります。

116ページ、117ページをお開きください。 2項1目2節戸籍住民基本台帳費補助金であります。 備考欄1行目、個人番号カード交付事業費補助金につきましては、マイナンバー制度に係る国庫補助金でありまして、通知カード、個人番号カードの作成等を委任している地方公共団体情報システム機構への事務費委任にかかわる10分の10の補助金であります。

次の個人番号カード交付事務費補助金につきましても、マイナンバー制度にかかわる国庫補助金でありまして、職員人件費、臨時職員賃金、郵送料等、通知カード、個人番号カードの交付事務に対する補助金であります。

次に、2目1節社会福祉費補助金であります。備考欄1行目、地域生活支援事業費等補助金につきましては、障がい者の日中一時支援事業費、日常生活用具給付等事業費に対する2分の1の国庫補助金であります。

次の障害者総合支援事業費補助金につきましては、障がい者の高齢化、重度化や親亡き後を見据え、障がい児者の地域生活支援を推進する観点から、障がい者が住みなれた地域で安心して暮らしていけるようさまざまな支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築することを目的とした地域生活支援拠点等整備推進モデル事業に対する2分の1の国庫補助金であります。

118ページ、119ページをお開きください。備考欄1行目、臨時福祉給付事業補助金につきましては、臨時福祉給付金給付事業に対する10分の10の国庫補助金であります。

次に、2節児童福祉費補助金であります。備考欄、子育て支援臨時特例給付金給付事業補助金に つきましては、子育て世帯臨時特例給付金給付事業に対する国庫補助金であります。

次の母子家庭等対策総合支援事業費補助金につきましては、母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金等に対する国庫補助金であります。

次の子ども・子育て支援交付金(こども課)につきましては、放課後児童健全育成事業、ファミリーサポートセンター事業、地域子育て支援拠点事業、養育支援訪問事業、子育て短期支援事業に対する国庫補助金であります。

次の子ども・子育て支援交付金(保育課)につきましては、民間の保育所、認定こども園及び小規模保育施設が実施した延長保育事業、一時預かり事業及び病児保育事業に対する3分の1の国庫 補助金であります。

次の保育所等整備交付金につきましては、民間の認定こども園及び認定こども園への移行を予定 する幼稚園計4園の施設整備に対する補助金のうち、保育園部分に対する国庫補助金であります。

次の保育対策総合支援事業補助金につきましては、民間保育園が実施した宿舎借り上げ支援事業、

保育体制強化事業及び家庭支援推進保育に対する2分の1の国庫補助金であります。

次の子どものための教育・保育事業費補助金につきましては、国が進める幼児教育無償化に向けた取り組みに伴い、平成28年度から実施をする保育料の多子軽減拡大のため必要となるシステム改修に対する2分の1の国庫補助金であります。

次の子ども・子育て支援交付金(健康増進課)につきましては、乳児家庭全戸訪問事業に係る補助金で、3分の1の補助であります。

次に、3節生活保護費補助金であります。備考欄の生活保護費補助金につきましては、生活保護 運営対策事業及び生活保護適正実施推進事業、生活困窮者自立支援事業並びに被保護者就労支援事 業に対する国庫補助金であります。

次に、3目1節保健衛生費補助金であります。備考欄1行目、災害等廃棄物処理事業補助金につきましては、平成27年9月の関東・東北豪雨により一般家庭から出た災害廃棄物処理に対する国庫補助金であります。

次のがん検診推進事業補助金につきましては、子宮頸がん検診、乳がん検診の未受診者を対象とした検診費用及び5歳刻みの節目の方を対象とした大腸がん検診費用に対する補助金で、2分の1の補助であります。

120ページ、121ページをお開きください。5目1節教育総務費補助金であります。備考欄1行目、 幼稚園就園奨励費補助金につきましては、従来型の幼稚園に幼児が就園している世帯の保育料の保 護者負担を軽減するための国庫補助金であります。

122、123ページをお開きください。 3 項 1 目 2 節戸籍住民基本台帳費委託金であります。備考欄の中長期在留者住居地届出等事務費委託金につきましては、外国人の住居地届け出等に関する事務の取り扱いに対する国からの委託金であります。

次に、2目1節社会福祉費委託金であります。備考欄1行目、国民年金事務委託金につきましては、国民年金事務に係る国からの事務費委託金であります。

次の福祉年金事務委託金につきましては、福祉年金事務に係る国からの事務費委託金であります。 次の国民年金協力連携事務委託金につきましては、国民年金事務における日本年金機構との協力 や連携に係る国からの事務費委託金であります。

次に、2節児童福祉費委託金であります。備考欄の特別児童扶養手当事務委託金につきましては、 中度または重度の障がい児を監護する保護者に支給しております特別児童扶養手当の認定請求等の 事務取り扱いに対する国庫委託金であります。

以上で14款国庫支出金までの説明を終わらせていただきます。

- ○委員長(広瀬昌子君) 藤田課長。
- ○福祉総務課長(藤田正人君) よろしくお願いします。

続きまして、124、125ページをお開きください。15款1項1目1節の社会福祉費負担金でありま

す。備考欄1行目、国民健康保険基盤安定負担金につきましては、低所得者の保険税軽減分に対する4分の3及び保険者支援分に対する4分の1の県負担金であります。

次の後期高齢者医療基盤安定負担金につきましては、後期高齢者医療保険料の低所得者軽減措置 に対する4分の3の県負担金であります。

次の障がい者自立支援費負担金につきましては、障がい者自立支援費に対する4分の1の県負担 金であります。

次の県災害救助費繰替支弁金負担金につきましては、平成27年9月関東・東北豪雨災害の際の避難所等に要した経費に対する県負担金であります。

次の低所得者保険料軽減負担金につきましては、介護保険第1号被保険者の第1段階保険料軽減 分の県負担金であります。

次に、2節の児童福祉費負担金であります。備考欄1行目、母子生活支援施設措置費負担金につきましては、母子生活支援施設に入所した方の措置費に対する4分の1の県負担金であります。

次の児童手当費負担金につきましては、児童手当の扶助費分に対する県負担金であります。負担 割合は、ゼロ歳から3歳未満の被用者の場合45分の4、それ以外が6分の1になります。

次の特定教育・保育施設等施設型給付負担金につきましては、民間の保育園、認定こども園及び 小規模保育施設に入園している児童の教育・保育に要した費用に対する4分の1の県負担金であり ます。

次に、3節の生活保護費負担金であります。備考欄、生活保護費負担金につきましては、居住地がないか、または明らかでない被保護者の生活保護費に対する4分の1の県負担金であります。

次に、2目1節の保健衛生費負担金であります。備考欄、未熟児養育医療費負担金につきましては、身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする乳児に対して、その治療に必要な医療費の一部を公費負担するもので、その県負担分であります。

126、127ページをお開きください。2項1目1節の総務管理費補助金であります。説明欄4行目、 消費者行政活性化事業費補助金につきましては、消費者被害の未然防止、被害の拡大防止等の消費 者行政のさらなる充実、強化を図るためのもので、消費生活相談体制整備並びに啓発事業等に対す る県の地方消費者行政活性化基金及び地方消費者行政推進交付金からの補助金であります。

次の市町村生活交通路線運行補助金につきましては、ふれあいバス及び蔵タク運行に対する県補助金であります。

次に、2目1節の社会福祉費補助金であります。備考欄1行目、重度心身障がい者医療費補助金につきましては、重度心身障がい者医療費助成事業に対する2分の1の県補助金であります。

次の隣保館運営等事業費補助金につきましては、大平隣保館及び厚生センターの運営費等に対する国と県からの地域改善事業費補助金であります。

次の地域生活支援事業費等補助金につきましては、日中一時支援事業費、日常生活用具給付等事

業費等に対する4分の1の県補助金であります。

次の育成医療費補助金につきましては、平成25年度より権限移譲された医療助成制度でありまして、県独自助成を引き継ぎ、平成27年度につきましては3分の1の県補助金であります。

次の難聴児補聴器購入費等補助金につきましては、軽度・中等度難聴児補聴器購入費に対する3 分の1の県補助金であります。

次の介護基盤緊急整備等臨時特例交付金につきましては、地域密着型特別養護老人ホーム整備の 県補助であります。

次の在宅福祉事業費補助金につきましては、老人クラブ、老人クラブ連合会の活動に対する県補助金であります。

次の低所得者利用者負担対策事業費補助金につきましては、生計が困難な方に対して、訪問介護、 通所介護、短期入所、特養入所等の社会福祉法人等が実施する介護保険サービス利用者負担額軽減 に対する県補助金であります。

次に、2節の児童福祉費補助金であります。備考欄1行目、こども医療対策費補助金につきましては、こども医療費助成事業の未就学児の現物給付に対する2分の1、市独自での現物給付に対する4分の1の県補助金であります。

次の妊産婦医療対策費補助金につきましては、妊産婦医療費助成事業に対する2分の1の県補助金であります。

次のひとり親家庭医療費補助金につきましては、ひとり親家庭医療費助成事業に対する2分の1 の県補助金であります。

次の子ども・子育て支援交付金(こども課)につきましては、放課後児童健全育成事業、ファミリーサポートセンター事業、地域子育て支援拠点事業、養育支援訪問事業、子育て短期支援事業に対する3分の1の県補助金であります。

128、129ページをお開きください。備考欄1行目、安心こども特別対策事業費補助金(保育課) につきましては、認定こども園への移行を予定する幼稚園2園への施設整備に係る2分の1の県補助金であり、平成26年度からの繰り越し分であります。

次の子ども・子育て支援交付金(保育課)につきましては、民間の保育所、認定こども園及び小規模保育施設が実施しました延長保育事業、一時預かり事業及び病児保育事業に対する3分の1の 県補助金であります。

次の特別保育事業等推進費補助金につきましては、民間保育園の1歳児保育担当保育士や食物アレルギー対応のための調理員の増員費、また公立保育園の産休代替職員費に対する2分の1の県補助金であります。

次の第3子以降保育料免除事業費補助金につきましては、保育園に通う18歳未満の児童が3人以上いる世帯で、そのうち3人目以降で3歳未満児の保育料減免に対する県補助金であります。

次の認定こども園施設整備交付金につきましては、民間の認定こども園及び認定こども園への移行を予定する幼稚園計4園への施設整備に対する補助金のうち、幼稚園分に対する県補助金であります。

次の保育対策総合支援事業補助金につきましては、民間保育園が実施した保育士負担軽減のための保育体制強化事業に対する4分の1の県補助金であります。

次の施設型給付費等事業費補助金につきましては、子ども・子育て支援新制度に伴い、1号認定 児童の教育に対する施設型給付費のうち、地方単独費用部分に対する2分の1の県補助金でありま す。

次の子ども・子育て支援交付金(健康増進課)につきましては、乳児家庭全戸訪問事業に係る3 分の1の県補助金であります。

次に、3目1節の保健衛生費補助金であります。備考欄1行目、栃木県感染症予防事業費補助金につきましては、平成27年9月関東・東北豪雨により発生した災害において浸水した住宅の消毒業務についての県補助金であります。

次の小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業費補助金につきましては、平成26年度から国の事業組み替えにより難病患者等居宅生活支援事業費補助金から変更になったもので、小児慢性特定疾病に罹患している児童に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ることを目的とする事業で、2分の1の県補助金であります。

次の健康増進事業費補助金につきましては、健康増進法に基づく保健事業に対する県補助金であります。

次の自殺対策緊急強化事業補助金につきましては、自殺予防事業費に対する県補助金であります。 次の予防接種事故処理費補助金につきましては、種痘予防接種による健康被害者に対する障がい 年金等に係る補助金で、支出額の4分の3の県補助金であります。

次の病院群輪番制病院運営費補助金につきましては、2次救急医療の需要に応えるため実施される病院群輪番制病院運営事業に対する補助金で、基準額が1単位3万円で、休日72日、夜間366日の438単位分であります。

次の病院群輪番制病院設備整備費補助金につきましては、休日と夜間の重症患者の診療に当たる 二次救急病院であるとちぎメディカルセンター下都賀総合病院に対する医療設備整備に対する補助 金であります。

次の小児二次救急医療支援事業補助金につきましては、栃木、鹿沼医療圏における小児二次救急病院である獨協医科大学病院への助成額に対する3分の2の県補助金であります。

次の未熟児養育医療費補助金につきましては、身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要と する乳児の医療費に対する県補助金であります。

少し飛びまして、134、135ページをお開きください。3項1目2節の戸籍住民基本台帳費委託金

であります。備考欄、人口動態統計事務費委託金につきましては、人口動態統計事務に対する県からの委託金であります。

次に、2目1節の社会福祉費委託金であります。備考欄、人権啓発推進事業委託金につきましては、児童が協力しながら花を育てることで、優しさや思いやりの気持ちを感じながら、人権を大切にする心を成長させることを目的とした人権の花運動に対する県からの事業委託金であります。

続きまして、136、137ページをお開きください。16款1項1目1節の土地建物貸付収入であります。備考欄上から6行目、広告モニター設置収入につきましては、本庁舎2階の市民生活課及び保険医療課に設置されております広告モニターの広告放映料、公有財産使用料及び電気料でございます。

次の大平隣保館自動販売機設置収入につきましては、大平隣保館に設置している自動販売機1台 分の設置収入であります。

次の栃木保健福祉センター自動販売機設置収入につきましては、自動販売機2台分の設置収入であります。

少し飛びまして、140、141ページをお開きください。備考欄中段、大平健康福祉センター自動販売機設置収入につきましては、自動販売機7台分の設置収入とロビー貸付料が主なものであります。

それから5つ飛びまして、渡良瀬の里自動販売機設置収入につきましては、自動販売機3台分の 設置収入であります。

続きまして、142、143ページをお開きください。備考欄1行目、都賀保健センター自動販売機設置収入につきましては、自動販売機1台分の設置収入であります。

6つ飛びまして、岩舟健康福祉センター自動販売機設置収入につきましては、遊楽々館自動販売機8台分の設置収入であります。

次の小野寺ふれあい館自動販売機設置収入につきましては、自動販売機1台分の設置収入であります。

次に、2目1節の利子及び配当金であります。144、145ページをお開きください。備考欄2行目、 印紙等購買基金利子、それから少し飛びまして地域医療対策基金利子、ここまでの7つの基金利子 でありますが、それぞれ基金に対する預金利子であります。

少し飛ばせていただきまして、148、149ページをお開きください。17款1項3目1節の社会福祉 費寄附金であります。備考欄、社会福祉振興寄附金につきましては、市民や団体、ふるさと納税等 による寄附金であります。

以上で17款1項3目までの説明を終わらせていただきます。

- ○委員長(広瀬昌子君) 吉澤課長。
- ○障がい福祉課長(吉澤洋介君) では、よろしくお願いいたします。

先ほどの民生費寄附金に続きまして、その下、衛生費寄附金でございますが、収入はございませ

んでした。

決算書の152、153ページをごらんください。18款1項1目国民健康保険特別会計繰入金は、収入はございませんでした。

次の2目後期高齢者医療特別会計繰入金についても、収入はございませんでした。

次の3目の介護保険特別会計繰入金につきましては、平成26年度一般会計繰入金の精算確定に伴い、繰り出し超過分を繰り入れたものであります。

次に、4目の医療福祉モール特別会計繰入金につきましては、医療福祉モール特別会計廃止に伴う一般会計繰入金であります。

続きまして、154、155ページをごらんください。中段の18款2項5目1節罹災救助基金繰入金に つきましては、平成27年9月関東・東北豪雨災害の被災者に対する見舞金に充てるため、一般会計 へ繰り入れたものであります。

次の6目地域福祉基金繰入金につきましては、地域福祉事業の実施のため、一般会計へ繰り入れ たものであります。

次の7目聖地公園管理基金繰入金につきましては、基金からの繰り入れはございませんでした。 続きまして、156、157ページをお開きください。18款2項12目、上から4項目めの地域医療対策 基金繰入金につきましては、地域医療の充実及び強化を図るための事業費用として、同基金から一 般会計に繰り入れを行ったものです。

続きまして、飛びまして162、163ページをごらんください。中段やや下になりますが、20款3項1目民生費貸付金元利収入の老人保健施設整備貸付金元金収入につきましては、老人保健施設整備に係る貸付金に対する返還金であります。

次に、2目衛生費貸付金元利収入のとちぎメディカルセンター運転資金貸付金元金収入につきま しては、とちぎメディカルセンターに対する単年度の運転資金貸付制度に伴い、年度末に貸付金を 全額返済いただいたものであります。

続きまして、166、167ページをお開きください。20款5項4目1節印紙等売捌手数料、備考欄1つ目の印紙等売捌手数料(栃木)及び1行下の印紙等売捌手数料(都賀)につきましては、旅券申請書に貼付する収入印紙及び栃木県収入証紙の売捌手数料であります。

168、169ページを続いてごらんください。中段になりますが、9項目めの蔵タク運行事業者運賃外収入等(交通防犯課)につきましては、蔵タク運行に対する国庫補助金が運行事業者に直接納付されることとなっているため、事業者から同額分を市に納めていただいた納入金が主なものであります。

次の栃木県後期高齢者医療広域連合職員給与負担金等(保険医療課)につきましては、栃木県後期高齢者医療広域連合に派遣しております職員2名分の給与負担金であります。

2項目下の回収資源物売払収入等(環境課)につきましては、一般家庭から分別排出されます資

源物のうち、新聞、雑誌、段ボール等の売払収入が主なものであります。

次の資源有価物売却代(環境課)については、クリーンプラザにおけるアルミ、鉄等の売却代金 であります。

次の再生品提供事業売上金(環境課)につきましては、クリーンプラザに粗大ごみとして搬入された自転車、家具などを修理、再生し、市民に安価にて提供した際の売り払い代金になります。

次の余剰電力売却代(環境課)については、クリーンプラザにおいて発電した電力のうち余剰となったものを東京電力に売却した代金になります。

次のペットボトル有償入札拠出金(環境課)につきましては、クリーンプラザにおけるペットボトルの引き渡し量に応じて納付されました公益財団法人日本容器包装リサイクル協会からの拠出金であります。

次の福島原発事故に係る損害賠償金(環境課)につきましては、クリーンプラザにおける放射能を含む溶解スラグの処分費用、放射能による焼却灰処分費の増加費用などに対する東京電力からのの賠償金です。

次の男女共生大学聴講料等(人権・男女共同参画課)につきましては、とちぎ市男女共生大学聴講料及び女性誌売払収入であります。

次のりんぽかんまつり売り上げ代等(人権・男女共同参画課)につきましては、りんぽかんまつりの際のきな粉餅の売り上げ代及び大平榎本集会所ふれあい交流会の参加者負担金が主なものであります。

次の社会福祉実習受入謝金等(社会福祉課)につきましては、特別障がい者手当過誤払いによる 返還金が主なものであります。

続きまして、170、171ページをごらんください。次の生活保護費返還金等(生活福祉課)につきましては、生活保護法による返還金及び生活保護費資金前渡金預金利子が主なものであります。

次の生活保護費返還金滞納繰越分(生活福祉課)につきましては、生活保護費返還金滞納繰越分でございます。

次の電話使用料等(こども課)につきましては、とちぎコミュニティプラザ公衆電話使用料等であります。

次の保育所職員給食費等(保育課)(栃木)から5項目下の(岩舟)までにつきましては、各地域の公立保育園の職員給食費自己負担分及び遠足参加保護者負担金等であります。

次の認定こども園給食費等(保育課)につきましては、認定西方なかよしこども園の幼稚園分の 園児及び職員の給食費負担分、また遠足参加保護者負担金等であります。

次の老人福祉センター電話使用料等(高齢福祉課)につきましては、老人福祉センター3園の電話使用料及びコピー使用料であります。

次の病院群輪番制病院運営費負担金等につきましては、病院群輪番制病院運営を初めとする救急

医療対策事業を実施するに当たり、関係市町からの事業実施主体である栃木市への負担金等が主な ものであります。

次の一般財団法人とちぎメディカルセンター職員給与負担金等につきましては、本市からとちぎ メディカルセンターに派遣しました職員1名分の給与負担金であります。

続きまして、飛びまして、176、177ページをごらんください。1項目め、回収資源物売払収入等 (生活環境課)(大平)につきましては、一般家庭から収集した新聞紙、段ボール等資源物売却代 金であります。

次の電話使用料等(健康福祉課)(大平)につきましては、看護学生実習受け入れ謝金であります。

少し飛びまして、7項目めになりますが、回収資源物売払収入等(生活環境課)(藤岡)につきましては、新聞紙、段ボール等の古紙類売り払い代であります。

次の看護実習受入謝金等(健康福祉課)(藤岡)につきましては、看護学生実習受け入れ謝金であります。

下から7項目め、少し飛びますが、回収資源物売払収入等(生活環境課)(都賀)につきましては、回収した資源物、新聞、雑誌、段ボール等の売払収入であります。

次の電話使用料等(健康福祉課)(都賀)につきましては、老人憩いの家電話使用料であります。

下から2項目め、回収資源物売払収入(生活環境課)(西方)につきましては、一般家庭から収集した新聞紙、段ボールの資源物売払収入であります。

次の健康教育事業自己負担金等(健康福祉課)(西方)につきましては、看護学生受け入れ謝金であります。

続きまして、178、179ページをごらんください。下から3項目めの回収資源物売払収入等(生活環境課)(岩舟)につきましては、一般家庭から収集した新聞紙、段ボール等の資源物売払収入であります。

次の看護実習受入謝金等(健康福祉課)(岩舟)につきましては、看護学生の受け入れ謝金であります。

以上、所管部分の説明を終わります。

○委員長(広瀬昌子君) 以上で一般会計決算の所管関係部分の説明は終わりました。

ここで、説明の終了した執行部の皆様、退席していただいて結構です。大変ご苦労さまでした。 〔執行部退席〕

○委員長(広瀬昌子君) ここで暫時休憩いたします。

(午後 3時47分)

[○]委員長(広瀬昌子君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎認定第2号の上程、説明

○委員長(広瀬昌子君) 次に、日程第2、平成27年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の 説明聴取についてを議題といたします。

当局からの説明をお願いいたします。

藤平課長。

○保険医療課長(藤平恵市君) よろしくお願いいたします。

それでは、平成27年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。 説明に当たりまして、収入及び支出のない科目につきましては説明を省略させていただきます。

初めに、歳出からご説明いたしますので、決算書の442、443ページをお開きください。 1 款 1 項 1 目一般管理費、備考欄 1 行目の職員人件費につきましては、職員課の所管となりますが、本会計で予算措置をいたしました19人分の給料、各種手当等の人件費であります。

次の県市町村総合事務組合負担金(退職手当)についても職員課の所管となりますが、職員の退職手当の支払い事務を共同処理しております栃木県市町村総合事務組合への負担金であります。

次の臨時職員共済費につきましても職員課の所管となりますが、臨時職員に係る健康保険料、厚生年金保険料等の共済費であります。以下、各科目に計上されております臨時職員共済費につきましては、職員課所管となりますが、各科目の予算で雇用いたしました臨時職員の健康保険料等の共済費となりますので、説明を省略させていただきます。

次の国民健康保険事務費(栃木)につきましては、2名分の臨時職員賃金、保険証の送付等に係る郵便料、レセプト74万550件の共同処理等に係る電算処理委託料、レセプト管理システム用パソコン等の〇A機器借上料、特定健診等データ管理業務に係る法定負担金が主なものであります。

次の診療報酬明細書点検事務費につきましては、レセプト点検員4人分の臨時職員賃金が主なものであります。

次からの国民健康保険事務費(大平)(藤岡)(都賀)(西方)(岩舟)につきましては、被保険者証等の郵送料が主なものでありますが、(西方)につきましては、1名分の臨時職員賃金が含まれております。

次に、2目連合会負担金、備考欄の国保団体連合会負担金につきましては、栃木県国民健康保険 団体連合会の事務運営に要します経費の法定負担金であります。

次に、2項1目賦課徴収費についてでありますが、444、445ページをお開きください。備考欄の 2行目、国民健康保険税賦課事務費につきましては、保険税に係る納税通知書の郵送料と保険税賦 課や催告処理等に係る電算処理委託料が主なものであります。

次の国民健康保険税収納率向上事業費につきましては、収税課収納員2名分の報酬が主なもので

あります。

次の国民健康保険税徴収事務費につきましては、保険税に係る督促状郵送料と滞納者に対する催 告処理等に係る電算処理委託料が主なものであります。

次のマルチペイメントロ座振替受付サービス事業費につきましては、ネット基本料に係る使用料が主なものであります。

次の賦課徴収事務費(大平)(藤岡)(都賀)(西方)(岩舟)につきましては、納税通知書等の郵送料及び消耗品が主なものであります。

次に、3項1目運営協議会費、備考欄の運営協議会運営費につきましては、国保運営協議会委員 18人分の報酬が主なものであります。

446、447ページをお開きください。2款1項1目一般被保険者療養給付費、備考欄の一般被保険者診療報酬支払経費につきましては、延べ69万3,813件に要した療養給付費負担金であります。

次に、2目退職被保険者等療養給付費、備考欄の退職被保険者等診療報酬支払経費につきましては、延べ2万7,901件に要した療養給付費負担金であります。

次に、3目一般被保険者療養費、備考欄の一般被保険者療養費支払経費につきましては、柔道整復師による施術や補装具、はり、きゅう等の療養費、延べ1万4,195件に要した療養費負担金であります。

次に、4目退職被保険者等療養費、備考欄の退職被保険者等療養費支払経費につきましては、延 べ476件に要した療養費負担金であります。

次に、5目審査支払手数料、備考欄の診療報酬等審査経費につきましては、国保団体連合会で審査したレセプト73万5,250件のレセプト審査手数料であります。

448、449ページをお開きください。次に、2項1目一般被保険者高額療養費でありますが、備考欄の一般被保険者高額療養費支払経費につきましては、延べ2万2,027件に要した高額療養費の負担金であります。

次に、2目退職被保険者等高額療養費、備考欄の退職被保険者等高額療養費支払経費につきましては、延べ672件に要した高額療養費の負担金であります。

次に、3目一般被保険者高額介護合算療養費、備考欄の一般被保険者高額介護合算療養費支払経費につきましては、28件に要した高額介護合算療養費の負担金であります。

次に、3項1目一般被保険者移送費につきましては、3件の移送費分でございます。

次に、4項1目出産育児一時金ですが、450、451ページをお開きください。備考欄の出産育児一時金支払経費につきましては、出産1件につき40万4,000円、産科医療補償制度を利用した場合には1万6,000円を加算し42万円を支給するものであり、172件分の負担金であります。

次に、2目支払手数料、備考欄の出産育児一時金支払手数料につきましては、167件分に係る支 払手数料であります。 次に、5項1目葬祭費、備考欄の葬祭費支払経費につきましては、葬祭1件分につき5万円を支給するものでありまして、258件分の負担金であります。

452、453ページをお開きください。 3 款 1 項 1 目後期高齢者支援金、備考欄の後期高齢者支援金につきましては、後期高齢者医療制度の負担金でありまして、国保加入人数に応じて社会保険診療報酬支払基金へ拠出したものであります。

次に、1項2目後期高齢者関係事務費拠出金、備考欄の後期高齢者関係事務費拠出金につきましては、後期高齢者医療制度関係の事務費拠出金でありまして、社会保険診療報酬支払基金へ拠出したものであります。

454、455ページをお開きください。4款1項1目前期高齢者納付金、備考欄の前期高齢者納付金につきましては、前期高齢者に係る医療費の財政調整を行うための納付金でありまして、社会保険診療報酬支払基金へ拠出したものであります。

次に、2目前期高齢者関係事務費拠出金、備考欄の前期高齢者関係事務費拠出金につきましては、 前期高齢者納付金の事務費拠出金でありまして、同じく社会保険診療報酬支払基金へ拠出したもの であります。

456、457ページをお開きください。5款1項2目老人保健事務費拠出金につきましては、老人保健の事務費に係る負担金でありまして、社会保険診療報酬支払基金へ拠出したものであります。

458、459ページをお開きください。6款1項1目介護納付金でありますが、備考欄の介護納付金につきましては、40歳以上65歳未満の国保被保険者に係る介護納付金でありまして、社会保険診療報酬支払基金へ納付したものであります。

460、461ページをお開きください。7款1項1目高額医療費共同事業医療費拠出金、備考欄の高額医療費共同事業医療費拠出金につきましては、一般被保険者の1件80万円を超える高額な医療費を対象とした共同事業に係る拠出金でありまして、国保団体連合会へ拠出したものであります。

次に、2目保険財政共同安定化事業拠出金、備考欄の保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、一般被保険者の1件80万円までの全ての医療費を対象とした共同事業に係る拠出金でありまして、国保団体連合会へ拠出したものであります。

次に、3目高額医療費共同事業事務費拠出金、備考欄の高額医療費共同事業事務費拠出金につきましては、高額医療費共同事業に係る事務費拠出金でありまして、国保団体連合会へ拠出したものであります。

次に、4目その他の共同事業事務費拠出金、備考欄のその他の共同事業事務費拠出金につきましては、県国保団体連合会に委託している交通事故等による第三者行為損害賠償求償事務に係る事務 費拠出金であります。

462、463ページをお開きください。8款1項1目特定健康診査等事業費、備考欄2行目の特定健康診査事業費(栃木)につきましては、国保被保険者8,456人の方が受診されました特定健康診査

の委託料であります。

次の特定保健指導事業費(栃木)につきましては、特定健康診査においてメタボリックシンドロームやその予備群と判定された被保険者に対し、生活習慣改善指導や支援を行ったもので、非常勤の管理栄養士1名の報酬が主なものであります。

次の特定健康診査事業費(大平)につきましては、特定健康診査受診券の郵送料が主なものであります。なお、(藤岡)(都賀)(西方)(岩舟)につきましても同様の事業内容のため、説明を省略をいたします。

次の特定保健指導事業費(大平)につきましては、内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣を改善し、 生活習慣病の発症や重症化を予防するための特定保健指導を行うもので、看護師等への報償金が主なものであります。なお、(藤岡)(都賀)(西方)(岩舟)につきましても同様の事業内容でありますので、説明を省略させていただきます。

次に、2項1目保健衛生普及費でありますが、備考欄1行目の健康啓発事業費につきましては、 エイズ予防パンフレットの購入費であります。

次の医療費通知事業費(栃木)につきましては、医療費通知年6回、延べ6万2,104件に係る郵便料及び電算処理委託料であります。

464、465ページをお開きください。次の後発医薬品利用差額通知事業費につきましては、後発医薬品差額通知1,316件に係る郵便料が主なものであります。

次の国保歯周疾患検診事業費につきましては、国保歯周病検診215件に係る検診機関への委託料であります。

次の医療費通知事業費(大平)につきましては、医療費通知 2 万1, 619件の郵送料でありまして、次の(藤岡)では同じく 1 万3, 229件、(都賀)では 1 万329件、(西方)では5, 226件、(岩舟)では 1 万4, 148件であります。

466、467ページをお開きください。 9 款 1 項 1 目保険財政調整基金積立金、備考欄の保険財政調整基金積立金につきましては、保険財政調整基金の利子を基金に積み立てたものであります。

2ページ飛ばしまして、470、471ページをお開きください。11款1項1目一般被保険者保険税還付金、備考欄の3行目、一般被保険者過誤納還付金につきましては、491件分の保険税過誤納還付金であります。

次に、2 目退職被保険者等保険税還付金、備考欄の退職被保険者等過誤納還付金につきましては、 退職被保険者等に対する8件分の保険税過誤納還付金であります。

次に、3目償還金、備考欄の療養給付費等負担金等返還金につきましては、平成26年度の療養給付費等に係る国庫負担金の精算の結果、超過交付となった交付金の返還金であります。

次に、4目一般被保険者還付加算金、備考欄の一般被保険者過誤納還付加算金につきましては、 一般被保険者に対する91件分の過誤納還付加算金であります。 次に、5目退職被保険者等還付加算金、備考欄の退職被保険者等過誤納還付加算金につきましては、3件分の退職被保険者に対する過誤納還付加算金であります。

2ページ飛ばしまして、474、475ページをお開きください。12款1項1目予備費につきましては、 支出はございませんでした。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げますので、決算書の410、411ページをお開きください。 1 款 1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税、 1 節医療給付費分現年課税分につきましては、課税世帯数 2 万5,241世帯、被保険者数 4 万3,899人、収納率88.6%であります。備考欄の還付未済金につきましては417件分であります。

次に、2節後期高齢者支援金分現年課税分につきましては、課税世帯数、被保険者数は1節と同じでありますが、収納率は88.4%であります。備考欄の還付未済金につきましては251件分であります。

次に、3節介護納付金分現年課税分につきましては、課税世帯数1万1,395世帯、被保険者数1万4,185人、収納率86.5%であります。備考欄の還付未済金につきましては126件分であります。

次に、4節医療給付費分滞納繰越分の収納率は20.2%、5節後期高齢者支援金分滞納繰越分の収納率は20.8%、6節介護納付金分滞納繰越分の収納率は20.4%であります。

次に、2目退職被保険者等国民健康保険税、1節医療給付費分現年課税分につきましては、課税 世帯数548世帯、被保険者数1,171人、収納率96.4%であります。備考欄の還付未済金につきまして は4件分であります。

次の2節後期高齢者支援金分現年課税分については、課税世帯数、被保険者数、収納率とも1節 と同じであります。備考欄の還付未済金につきましては4件分であります。

次の3節介護納付金分現年課税分につきましては、課税世帯数746世帯、被保険者数1,068人、収納率96.5%であります。備考欄の還付未済金につきましては5件分であります。

412、413ページをお開きください。 4 節医療給付費分滞納繰越分の収納率は24.8%、 5 節後期高齢者支援金分滞納繰越分の収納率は24.6%、 6 節介護納付金分滞納繰越分の収納率は24.9%であります。

2ページ飛びまして、416、417ページをお開きください。2目督促手数料、1節督促手数料につきましては、保険税の督促手数料であります。

418、419ページをお開きください。4款1項1目療養給付費等負担金、1節現年度分でありますが、備考欄の療養給付費等、介護給付費納付金、後期高齢者支援金につきましては、負担基本額に対する100分の32の国庫負担金であります。

次に、2目1節高額医療費共同事業負担金につきましては、国保連合会が行う1件80万円を超える高額な医療費を対象とした共同事業に係る拠出金に対する4分の1の国庫負担金であります。

次の3目1節特定健康診査等負担金につきましては、特定健康診査及び特定保健指導の費用に対する3分の1の国庫負担金であります。

次に、2項1目1節普通調整交付金につきましては、保険者間の財政力の不均衡を調整するための国の交付金であります。

次の2節特別調整交付金につきましては、災害その他特別な事情がある場合や医療費の適正化や 収納率向上等の経営努力の顕著な保険者に対する国の交付金であります。

420、421ページをお開きください。次の3目1節災害臨時特例補助金につきましては、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故に係る避難指示等の国保被保険者に対する保険税及び一部負担金等の減免の実施による負担増に対しての補助金であります。

422、423ページをお開きください。5款1項1目療養給付費等交付金、1節現年度分につきましては、退職被保険者等に係る療養給付費等に対する社会保険診療報酬支払基金からの交付金であります。

424、425ページをお開きください。6款1項1目前期高齢者交付金、1節現年度分につきましては、65歳以上75歳未満の前期高齢者について、保険者間の負担の平準化を図るため財政調整を行うものでありまして、前期高齢者の加入率が全国平均を上回っているため、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものであります。

426、427ページをお開きください。7款1項1目1節高額医療費共同事業負担金につきましては、 1件80万円を超える高額な医療費を対象とした共同事業の拠出金に対する4分の1の県負担金であります。

次に、2目1節特定健康診査等負担金につきましては、特定健康診査及び特定保健指導の費用に 対する3分の1の県負担金であります。

次に、2項1目財政調整交付金、1節の安定化調整交付金につきましては、保険者間の財政力の 不均衡を調整するため、保険給付費等に対する6%の県交付金であります。

次に、2節支援調整交付金につきましては、医療費適正化の取り組みや収納率向上の実績に応じて県が交付したものであります。

428、429ページをお開きください。8款1項1目1節、備考欄の高額医療費共同事業交付金につきましては、保険者の財政運営の安定化を図るため、一般被保険者の1件80万円を超える高額な医療を対象とした共同事業に係る国保連合会からの交付金であります。

次に、2目1節保険財政共同安定化事業交付金につきましては、国保財政の安定化、負担の平準 化を図るため、一般被保険者の1件80万円までの全ての医療費を対象とした共同事業に係る国保連 合会からの交付金であります。

430、431ページをお開きください。 9款1項1目1節利子及び配当金、備考欄の保険財政調整基金利子につきましては、基金から生じた預金利子であります。

432、433ページをお開きください。10款1項1目一般会計繰入金、1節保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者への保険税軽減分等に係る一般会計からの繰入金であります。

次に、2節その他一般会計繰入金、備考欄の出産育児一時金等繰入金につきましては、出産育児 一時金及び人件費等並びに国保特会の赤字分に対する一般会計からの繰入金であります。

434、435ページをお開きください。11款1項1目1節療養給付費等交付金繰越金につきましては、社会保険診療報酬支払基金からの退職被保険者等の交付金に係る繰越金であります。

次に、2目1節その他繰越金につきましては、前年度の決算剰余金を繰り越ししたものであります。

436、437ページをお開きください。12款1項1目1節、備考欄の一般被保険者延滞金、後期高齢者支援分延滞金、介護納付金分延滞金につきましては、一般被保険者の保険税滞納に係る延滞金であります。

次に、2目1節、備考欄の退職被保険者等延滞金、後期高齢者支援分延滞金、介護納付金分延滞金までにつきましては、退職被保険者等の保険税滞納に係る延滞金であります。

438、439ページをお開きください。2目1節、備考欄の一般被保険者第三者納付金につきましては、一般被保険者に係る交通事故による第三者からの納付金10件分であります。

次に、3目1節退職被保険者等第三者納付金につきましては、退職被保険者に係る交通事故による第三者からの納付金1件分であります。

次に、4目1節一般被保険者返納金につきましては、一般被保険者からの返納金265件分であります。次の滞納繰越分につきましては、返納金11件分であります。

次に、5目1節退職被保険者等返納金につきましては、退職被保険者からの返納金5件分であります。

次に、6目1節雑入、備考欄の1行目、雇用保険料につきましては、職員課の所管となりますが、 雇用保険に加入しておりました臨時職員及び非常勤職員延べ12人から預かりました雇用保険料の自 己負担分であります。

次の雑入につきましては、療養費等の支給に係る国が支払う一部負担金等の一部に相当する額であります。

次の老人保健医療費拠出金還付金につきましては、老人保健医療費拠出金における還付金であります。

以上で国民健康保険特別会計の歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

○委員長(広瀬昌子君) 以上で当局の説明は終わりました。

◎認定第3号の上程、説明

○委員長(広瀬昌子君) 次に、日程第3、平成27年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

の説明聴取についてを議題といたします。

当局からの説明をお願いいたします。

藤平課長。

○保険医療課長(藤平恵市君) それでは、平成27年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 についてご説明を申し上げます。収入及び支出のない科目につきましては説明を省略させていただ きますので、よろしくお願いをいたします。

初めに、歳出からご説明をいたしますので、決算書の496、497ページをお開きください。1款1項1目一般管理費、備考欄1行目、職員人件費につきましては、職員課の所管となりますが、本会計で予算措置をしております職員9人分の給料、各種手当等の人件費であります。

次の県市町村総合事務組合負担金(退職手当)につきましては、これも職員課の所管となりますが、職員の退職手当の支払い事務を共同処理しております栃木県市町村総合事務組合への負担金であります。

次の後期高齢者医療事務費(栃木)につきましては、各種通知の郵便料が主なものであります。 後期高齢者医療事務費(大平)(藤岡)(都賀)(西方)(岩舟)につきましては、消耗品等が主な ものとなっております。

次に、2項1目徴収費、備考欄の1行目、後期高齢者医療保険料賦課事務費につきましては、納 入通知書等の郵便料及び保険料賦課計算等の電算処理委託料が主なものであります。

次の後期高齢者医療保険料徴収事務費につきましては、保険料納入通知書等の電算処理委託料が 主なものであります。

次の後期高齢者医療保険料賦課徴収事務費(大平)(藤岡)(西方)、次のページの(岩舟)につきましては、納入通知書等の郵送料が主なものであります。

次に、500、501ページをお開きください。2款1項1目後期高齢者医療広域連合保険料納付金、 備考欄の1行目、後期高齢者医療広域連合保険料負担金につきましては、市で受け入れた保険料を 全額栃木県後期高齢者医療広域連合に納付した負担金であります。

次の後期高齢者医療広域連合保険基盤安定制度負担金につきましては、保険料の低所得者軽減措置に対します負担金であります。

502、503ページをお開きください。3款1項1目後期高齢者健診事業費、備考欄の1行目、健康 診査事業費(栃木)につきましては、医療機関への健康診査委託料と県広域連合への負担金が主な ものであります。

次の健康診査事業費(大平)(藤岡)(都賀)(西方)(岩舟)につきましては、健康診査受診券の 郵送料が主なものであります。

次に、504、505ページをお開きください。 4 款 1 項 1 目保険料還付金、備考欄の後期高齢者医療 保険料還付金につきましては、過誤納された保険料の還付金であります。 次に、2目保険料還付加算金、備考欄の後期高齢者医療保険料還付加算金につきましては、還付金に加算された利息相当分であります。

次に、506、507ページをお開きください。 5 款 1 項 1 目予備費につきましては、支出はございませんでした。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入についてご説明をいたしますので、決算書の482、483ページをお開き願いたいと思います。 1 款 1 項 1 目後期高齢者医療特別徴収保険料、 1 節後期高齢者医療特別徴収保険料につきましては、年金天引き分として被保険者数 1 万8,227人、収納率は100%であります。備考欄の環付未済金につきましては369件であります。

次に、2目後期高齢者医療普通徴収保険料、1節後期高齢者医療普通徴収保険料現年度分につきましては、普通徴収分としまして被保険者数4,347人、収納率は98%であります。

2節後期高齢者医療普通徴収保険料滞納繰越分につきましては、滞納繰越分として被保険者数 96人、収納率42.4%でありました。

次に、484、485ページをお開きください。2目督促手数料、1節備考欄の督促手数料につきましては、保険料の督促手数料であります。

次に、488、489ページをお開きください。4款1項1目1節事務費繰入金につきましては、人件 費及び事務費に対します一般会計からの繰入金であります。

次に、2目1節保険基盤安定繰入金につきましては、保険料の低所得者軽減分に対します一般会計からの繰入金であります。

次に、490、491ページをお開きください。 5 款 1 項 1 目前年度繰越金につきましては、前年度からの繰越金であります。

次に、492、493ページをお開きください。6款1項1目延滞金、備考欄の延滞金につきましては、 保険料滞納に対する延滞金であります。

次に、2項1目1節保険料還付金につきましては、過誤納された保険料の還付金であります。

2目保険料還付加算金につきましては、還付金に加算された利息相当分であります。

次に、3項1目1節預金利子につきましては、後期高齢者医療特別会計から生ずる預金利子であります。

次ページですが、4目雑入、1節後期高齢者健診事業負担金につきましては、健康診査委託料及 び事務費に対します栃木県後期高齢者医療広域連合からの負担金であります。

次に、歯周疾患検診事業負担金につきましては、歯周疾患検診委託料に対します栃木県後期高齢 者医療広域連合からの負担金であります。

次に、後期高齢者医療特別対策補助金につきましては、人間ドック検診事業及び後期高齢者医療 における特別対策に関する広報に伴う広域連合からの補助金であります。 以上で後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算の説明を終わります。

○委員長(広瀬昌子君) 以上で当局の説明は終わりました。

◎認定第4号の上程、説明

○委員長(広瀬昌子君) 次に、日程第4、平成27年度栃木市介護保険特別会計(保険事業勘定)歳 入歳出決算の説明聴取についてを議題といたします。

当局からの説明をお願いいたします。

首長課長。

○高齢福祉課長(首長正博君) それでは、平成27年度栃木市介護保険特別会計(保険事業勘定)の 歳入歳出決算についてご説明申し上げます。なお、収入済額、支出済額がゼロの項目については説 明を省略させていただきますので、ご了承願います。

初めに、歳出からご説明いたしますので、544、545ページをお開き願います。1款1項1目、備 考欄、職員人件費、次の県市町村総合事務組合負担金(退職手当)につきましては、いずれも職員 課所管でございます。当会計におきまして予算措置をいたしました職員24名分の人件費でございま す。

次の臨時職員共済費につきましても、職員課の所管となります。臨時職員に係る健康保険料等の 共済費であります。

次の介護保険総務費(栃木)につきましては、被保険者証などの郵便料、介護保険システム保守 等委託料、介護保険運営協議会委員報酬などが主なものであります。

次の介護保険システム改修事業費につきましては、介護保険制度改正に伴う介護保険システムの改修費用でございます。

次の介護保険総務費(大平)から介護保険総務費(岩舟)までにつきましては、各総合支所の介護保険総務費でございまして、(大平)は臨時職員賃金、事務用消耗品が主なものであります。(藤岡)は臨時職員賃金半年分、コピー機借上料が主なものであります。(都賀)につきましては、一般事務費でございます。(西方)につきましては、介護保険システム保守等委託料でございます。(岩舟)につきましては、介護保険に係る通知発送のための郵送料が主なものになります。

続きまして、546、547ページをお開きください。2項1目、備考欄の介護保険料賦課事務費及び 次の介護保険料徴収事務費につきましては、保険料徴収開始通知書、納入通知書等の郵便料及び電 算委託料であります。

次の各総合支所の介護保険料賦課徴収事務費の主なものは、全て郵送料等でございます。

続きまして、3項1目、備考欄2段目の介護認定審査会事務費のうち介護認定審査会委員報酬に つきましては、介護認定の審査判定を行う機関として、保健、医療、福祉の学識経験者68名で構成 され、年間335回の介護認定審査会の開催にかかわる経費でございます。 1 段飛んで、主治医意見書作成手数料につきましては、介護認定申請の場合に必要な主治医意見 書の作成手数料であります。

次に、2目、備考欄2段目、介護認定調査等事務費につきましては、介護認定調査員16名分の報酬及び認定調査6,979件の実施に要した経費でございます。

次に、550、551ページをお開きください。2款保険給付費であります。中ほどの2目、備考欄、 特例居宅介護サービス給付費につきましては、市が基準該当居宅サービスとして実施している介護 タクシーを利用した際に支給した61件分の給付費であります。

次の3目、備考欄の地域密着型介護サービス給付費につきましては、要介護と認定された方が認知症高齢者グループホーム、小規模特別養護老人ホーム等の地域密着型サービスを受けたことによる6,785件分の給付費であります。

次に、552、553ページをお開きください。7目、備考欄、居宅介護福祉用具購入費につきましては、要介護者がシャワーチェアなどの入浴補助用具やポータブルトイレなど排せつの際に用いる福祉用具を購入した際に支給した589件分の給付費であります。

次に、8目、備考欄、居宅介護住宅改修費につきましては、手すりの取りつけや段差解消などの 小規模な住宅改修を行った際に支給した405件分の給付費であります。

次に、9目居宅介護サービス計画給付費につきましては、要介護者に対して居宅介護支援事業者がケアプランを作成した場合の給付費で、4万4,668件分であります。

続きまして、2項の介護予防サービス等諸費につきましては、要支援1及び要支援2に認定された方への給付費で、1項、要介護の方の介護サービス等諸費と同様の事業内容でありますので、件数のみ報告して説明にかえさせていただきます。1目介護予防サービス給付費につきましては、1万2.658件分であります。

3目地域密着型介護予防サービス給付費につきましては、73件分であります。

次に、554、555ページをお開きください。5目介護予防福祉用具購入費につきましては、122件分であります。

6目介護予防住宅改修費につきましては、137件分であります。

7目介護予防サービス計画給付費につきましては、9,476件分であります。

次に、3項1目、備考欄の審査支払手数料につきましては、介護報酬の審査支払いにかかわる栃木県国民健康保険団体連合会への事務処理手数料でありまして、単価70円で、18万3,787件分となっております。

次に、556、557ページをお開きください。 4項1目高額介護サービス費につきましては、要介護者が介護サービスを受けて支払った自己負担額が1カ月の負担限度を超えたときに、その超えた分を償還払いし、負担軽減を図ったことによる給付費で、2万720件分であります。

2目、備考欄の高額介護予防サービス費につきましては、要支援者に対する同様の給付費で、139件

分であります。

次に、5項1目高額医療合算介護サービス費につきましては、医療保険における世帯内で医療及び介護保険の両制度における自己負担の合計額が1年の限度額を超えたときに、その超えた分を医療保険と案分して要介護者に償還払いした給付費で、1,304件分であります。

次に、6項1目特定入所者介護サービス費につきましては、要介護認定者で低所得の方が施設入 所サービスを利用した際の食費、居住費について負担軽減を図るため、利用者負担段階に応じて補 足給付したもので、1万2,403件分であります。

次に、558、559ページをお開きください。3目の特定入所者介護予防サービス費につきましては、 要支援者に対する同様の給付費で、11件分であります。

次に、少し飛びます、562、563ページをお開きください。 4 款 1 項 1 目、備考欄の介護給付費準備基金積立金につきましては、剰余金及び基金運用利子の積み立て分であります。

次に、564、565ページをお開きください。こちらからが地域支援事業といいまして、各事業を地域包括支援センターで実施をしたものでございます。各支所単位で支払いをしているものもあり、説明の重複がありますが、ご了承願えればと思います。

まず、5款1項1目、備考欄6段目の運動器機能向上事業費(栃木)につきましては、運動器の機能が低下している2次予防事業対象者への運動教室の講師報償金及び送迎に係る運転手賃金や委託料が主なものであります。なお、次の(大平)(都賀)(西方)につきましても同様であります。

次の口腔機能向上事業費につきましては、口腔機能が低下している 2 次予防事業対象者への教室 の講師報償金が主なものであります。

次の閉じこもり・認知症・うつ予防支援事業費(栃木)につきましては、閉じこもりや認知症の おそれのある2次予防事業対象者への教室を開催した際の講師報償金、臨時看護師等の賃金及び送 迎に係る費用が主なものであります。なお、次の(大平)(藤岡)(都賀)(岩舟)につきましても 同様であります。

次の介護予防訪問事業費につきましては、生活機能が低下している高齢者を家庭訪問する臨時看 護師の賃金が主なものであります。

次の二次予防事業対象者把握事業費(栃木)につきましては、生活機能低下者を把握する調査事業で、市内全域分の事業委託料と郵送料が主なものであります。

次に、566、567ページをお開きください。先ほどの事業の総合支所分の(大平)から(岩舟)に つきましては、各圏域の調査結果の郵送料が主なものになります。

次の複合型介護予防事業費(栃木)につきましては、運動や栄養、口腔機能低下者への複合的な介護予防教室を実施する事業で、市全域分の事業委託料が主なものであります。総合支所分の(大平)から(岩舟)につきましては、送迎に係る経費が主なものであります。

続きまして、2目、備考欄6段目の在宅老人介護予防宣伝事業費につきましては、高齢者保健福

祉サービスの有効活用を図るため、サービス案内用の冊子4,200冊分の印刷代が主なものであります。

次のはつらつセンター事業費(栃木)につきましては、自治会等が実施するはつらつセンターの 事業委託料が主なものであります。次の(大平)から(西方)、次ページの(岩舟)につきまして も同様でございます。

568、569ページをお開きください。介護予防普及啓発事業費(栃木)につきましては、一般高齢者を対象に運動や栄養改善などの介護予防教室を開催した際の講師への報償金が主なものであります。次の(大平)から(岩舟)につきましても同様の内容であります。

次の地域介護予防活動支援事業費(栃木)につきましては、地域において介護予防活動を行うますます元気サポーターを育成するための講師への報償金が主なものであります。次の(大平)から(岩舟)につきましても同様であります。

続きまして、2項1目介護予防ケアマネジメント事業費ですが、備考欄3段目からの地域包括支援センター事務費(栃木)から次ページの(岩舟)につきましては、各地域包括支援センターシステム及び介護保険システムのOA機器借上料と保守委託料、センター運営に伴う事務費が主なものになります。

570、571ページをお開きください。2目、備考欄1段目の総合相談事業費(栃木)から(岩舟)につきましては、高齢者虐待や生活上の問題と総合的な相談支援を行う社会福祉士の業務委託料であります。

次に、3目、備考欄4段目の権利擁護事業費(栃木)と次の(都賀)につきましては、高齢者虐 待等の権利擁護の支援を行う社会福祉士の非常勤職員報酬であります。

572、573ページをお開きください。4目、備考欄2段目の包括的継続的ケアマネジメント支援事業費(栃木)から(岩舟)につきましては、地域包括支援センターにおいてケアマネジメント支援業務を担う主任ケアマネジャーの非常勤職員報酬及び法人等への業務委託料が主なものであります。

次に、5目任意事業費の備考欄、介護給付等適正化事業費につきましては、介護給付において介護サービス状況を周知するため、介護給付費の通知を行ったものであります。

次の住宅改修理由書作成支援事業費につきましては、居宅介護支援を受けていない要介護等の方に対して住宅改修の理由書を作成した場合に介護支援専門員等に1件2,000円の報償金を支払うもので、15件分であります。

次のシルバーハウジング生活援助員派遣委託事業費につきましては、川原田市営住宅のシルバーハウジングに設置した高齢者相談所に生活援助員を配置し、入居者からの相談対応や支援を行うシルバーハウジング生活相談員派遣事業委託料が主なものであります。

次の高齢者ふれあい相談員事業費につきましては、ひとり暮らし高齢世帯の安否確認を行うふれ

あい相談員836人に対する報償費が主なものであります。

次の家族介護継続支援事業費(栃木)につきましては、要介護3以上の認定を受けた高齢者を在 宅介護している方への月額3,000円の介護手当、月額3,500円のおむつ購入費用の助成金であります。 次ページ下から5段目の(大平)から最下段の(岩舟)につきましても同様のものであります。

次の家族介護支援事業費(栃木)につきましては、在宅介護家族への講座開催の講師報償金と委 託料が主なものであります。次の(藤岡)、次ページの(都賀)につきましても同様であります。

次の高齢者地域見守り支援事業費(栃木)につきましては、認知症を理解し、支え合うための市 民特別講座や認知症サポーター養成講座に係る講師報償金とテキスト代が主なものであります。次 の(大平)から(岩舟)につきましても同様であります。

次の在宅老人成年後見制度利用支援事業費につきましては、身寄りのない認知症等の成年後見首 長申立てに係る診断作成手数料と郵送料が主なものであります。

次の地域自立支援事業費(栃木)につきましては、各地域包括支援センターの24時間通報体制を確保するための電話相談業務委託料であります。次の(大平)から(岩舟)につきましても同様であります。

次の傾聴事業費につきましては、傾聴活動を行う団体に対する補助金であります。

続きまして、578、579ページをお開きください。578、579ページですが、7款1項1目、備考欄の第1号被保険者過誤納還付金につきましては、65歳以上の被保険者に対する保険料の過誤納還付金であります。

次の2目、備考欄の国庫支出金等返還金につきましては、平成26年度介護給付費負担金及び地域 支援事業交付金の精算確定により、超過交付となった額を返還したものであります。

続きまして、2項1目、備考欄の一般会計繰出金につきましては、平成26年度介護保険特別会計の精算により、給付費への一般会計繰入金の超過分を繰り出したものであります。

続きまして、580、581ページをお開きください。8款予備費でありますが、先ほど申し上げました7款1項2目国庫支出金返還金に予備費充用いたしたものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、514、515ページにお戻りください。1款1項 1目第1号被保険者保険料につきましては、保険給付費の22%に当たる65歳以上の第1号被保険者 の介護保険料で、収納率は97.7%であります。

その下、1節現年度分特別徴収保険料ですが、被保険者数は4万1,512人、収納率100%であります。備考欄の還付未済金は249件分であります。

2 節現年度分普通徴収保険料ですが、被保険者は4,864人、収納率は87.4%であります。備考欄の還付未済金は21件分であります。

3節滞納繰越分普通徴収保険料ですが、滞納者は585人、収納率は24.8%でございます。

次に、518、519ページをお開きください。3款1項2目の督促手数料につきましては、普通徴収

の介護保険料に係る督促手数料であります。

次に、520、521ページをお開きください。4款1項1目1節介護給付費負担金の現年度分につきましては、国からの介護給付費に対する負担金でありまして、交付率につきましては、在宅給付分が給付費の20%、施設等給付分が15%であります。

次に、2項1目1節、備考欄の現年度分調整交付金につきましては、保険者間の財政力の不均衡 を調整するため国から交付されるもので、交付率は全国平均5%でありますが、栃木市は4.71%と なっております。

次に、2目地域支援事業交付金(介護予防事業)と次の3目地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)につきましては、地域支援事業に係る国の交付金でありまして、交付率は、介護予防事業は25%、包括的支援事業・任意事業は39.5%であります。

次に、4目介護保険事業費補助金につきましては、介護保険制度改正に伴う介護保険システム改修費に対する国庫補助金であります。

522、523ページをお開きください。5款1項1目介護給付費交付金、1節の現年度分につきましては、第2号被保険者の介護納付金に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金で、交付率は保険給付費の29%であります。

次の2節過年度分につきましては、同基金からの過年度分の追加交付金であります。

次に、2目地域支援事業支援交付金につきましては、第2号被保険者の保険料分で、社会保険診療報酬支払基金からの交付金であります。交付率につきましては、介護予防事業の29%になります。

次に、524、525ページをお開きください。6款1項1目介護給付費負担金につきましては、県からの介護給付費に対する負担金でありまして、居宅分で保険給付費の12.5%、施設分で17.5%であり、現年度分と追加交付の過年度分がございます。

次に、3項1目地域支援事業交付金(介護予防事業)につきましては、地域支援事業のうちの介護予防事業に対する交付金で、交付率は事業費の12.5%であります。

次に、2目、同事業(包括的支援事業・任意事業)につきましては、交付率19.75%であります。 528、529ページをお開きください。7款1項1目、備考欄、介護給付費準備基金利子につきましては、介護給付費準備基金基金残高4億5,912万68円から生じた利子でございます。

532、533ページをお開きください。 9 款 1 項 1 目 1 節介護給付費繰入金の現年度分につきましては、市負担分として介護給付費の12.5%に当たる一般会計繰入金であります。

2目の地域支援事業繰入金(介護予防事業)につきましては事業費の12.5%、次の3目(包括的支援事業・任意事業)につきましては19.75%に当たる一般会計繰入金であります。

4目のその他一般会計繰入金につきましては、職員人件費及び事務費等に係る費用をそれぞれ一般会計から繰り入れたものであります。

5目の低所得者保険料軽減繰入金につきましては、第1号保険料の軽減制度により軽減した保険

料相当分を繰り入れたものであります。

続きまして、2項基金繰入金につきましては、534、535ページをお開きください。備考欄の介護 給付費準備基金繰入金でありますが、介護給付費の財源に充てるため、基金を取り崩したものであ ります。

続きまして、536、537ページをお開きください。10款1項1目、備考欄の前年度繰越金につきましては、平成26年度精算確定に伴う前年度繰越金であります。

次に、538、539ページをお開きください。11款 1 項 1 目、備考欄の第 1 号被保険者延滞金につきましては、延滞金106件分であります。

次に、2項1目、備考欄、預金利子につきましては、普通預金利子であります。

次に、3項2目、備考欄の第三者納付金につきましては、交通事故等の第三者に起因する保険給付に伴う第三者からの損害賠償金1名分であります。

次に、540、541ページをお開きください。3項4目、備考欄1行目、雇用保険料につきましては、 職員課の所管でございますが、雇用保険に加入しております臨時職員及び非常勤職員延べ27人から 預かりました雇用保険料の自己負担分であります。

次のシルバーハウジング生活援助員派遣負担金(高齢福祉課)につきましては、シルバーハウジング入居者からの負担金等であります。

次の損害賠償保険金等(高齢福祉課)につきましては、車両事故の際の損害共済金であります。 次の看護実習生受入謝金等(地域包括ケア推進課)につきましては、地域包括支援センターにお ける看護学生等実習指導料であります。

以上で介護保険特別会計(保険事業勘定)歳入歳出決算の説明を終わります。

○委員長(広瀬昌子君) 以上で当局の説明は終わりました。

◎認定第5号の上程、説明

○委員長(広瀬昌子君) 次に、日程第5、平成27年度栃木市介護保険特別会計(介護サービス事業 勘定)歳入歳出決算の説明聴取についてを議題といたします。

当局から説明をお願いいたします。

首長課長。

○高齢福祉課長(首長正博君) それでは、平成27年度栃木市介護保険特別会計(介護サービス事業 勘定)歳入歳出決算についてご説明いたします。

歳出からご説明いたしますので、決算書の596、597ページをお開きください。1款1項1目、備 考欄、職員人件費、さらに次の県市町村総合事務組合負担金(退職手当)につきましては、本会計 で予算措置をいたしました職員2名分の人件費でございます。

次の介護予防サービス計画委託費につきましては、介護予防サービス計画作成を指定居宅介護支

援事業所に委託した際の委託料で、委託件数は8,856件であります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、588、589ページをお開きください。1款1項 1目、備考欄の介護予防サービス計画費収入につきましては、指定介護予防支援事業所である地域 包括支援センターが要支援認定者への介護予防サービス計画を作成した収入として国保連合会から 受ける介護予防サービス計画作成料で、9,499件分であります。

次に、590、591ページをお開きください。2款1項1目、備考欄の職員給与費等繰入金につきましては、一般会計からの繰入金で、地域包括支援センター職員人件費への繰入金であります。

次ページ以降の3款繰越金、4款諸収入につきましては、保険事業勘定と同様の事業内容ですので、説明を省略させていただきます。

以上で介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)の歳入歳出決算の説明を終わります。

○委員長(広瀬昌子君) 以上で当局の説明は終わりました。

◎認定第8号の上程、説明

○委員長(広瀬昌子君) 次に、日程第6、平成27年度栃木市医療福祉モール特別会計歳入歳出決算 の説明聴取についてを議題といたします。

当局から説明をお願いいたします。

首長課長。

○高齢福祉課長(首長正博君) それでは、平成27年度栃木市医療福祉モール特別会計の歳入歳出決 算についてご説明申し上げます。

この事業につきましては、前年度末で特別会計廃止になっておりますが、それとともに総合支所の組織改革によりまして所管受け皿の組織というものがなくなりましたので、医療福祉関係の事業を行っていたということで高齢福祉課が引き継いだ事業でございますので、私どものほうから説明をさせていただきます。

初めに、歳出からご説明いたしますので、672、673ページをお開き願います。1款1項1目、備 考欄の医療福祉モール管理費につきましては、供用地の樹木管理委託料、下水道排水設備接続工事、 一般会計への繰出金が主なものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、666、667ページをお開きください。1款1項 1目の土地建物貸付収入につきましては、駐車場の貸付料、月額2,000円の56台分であります。

次の2項1目土地売払収入につきましては、株式会社ハルプエンタープライズに1,837.4平米を 売却した土地売払収入であります。この土地売り払いにより医療モールの土地が全て売却完了とい うことで、特別会計が閉鎖に至っております。

次に、668、669ページをお開きください。2款1項1目の前年度繰越金につきましては、前年度からの繰越金であります。

次に、670、671ページをお開きください。 3 款 1 項 1 目市預金利子につきましては、預金利子でございます。

以上で医療福祉モール特別会計の歳入歳出決算の説明を終わります。

○委員長(広瀬昌子君) 以上で当局の説明は終わりました。

なお、繰り返しますが、本件につきましては、9月16日に開催をする常任委員会において審査願 うことになりますので、本日は聞きおく程度といたします。

◎閉会の宣告

○委員長(広瀬昌子君) 以上で民生常任委員会を終了いたします。

長い間、大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

(午後 5時02分)